

2026年4月版

＜2026年7月試験から適用＞

損害保険募集人一般試験 教育テキスト

火災保険単位

はじめに

一般社団法人 日本損害保険協会では、損害保険募集人（以下「保険募集人」）の皆さんが、損害保険の募集にあたり、保険募集に関する基本ルールや、保険商品に関する重要事項等をお客様に正確に説明するための知識を修得されているかを確認するため、業界共通の「損害保険募集人一般試験」（以下「損保一般試験」）を実施しています。

損保一般試験は、「基礎単位」と3つの「商品単位」（「自動車保険単位」「火災保険単位」および「傷害疾病保険単位」）の合計4単位で構成されており、このうち「基礎単位」は、損害保険の基礎や募集コンプライアンスなど損害保険の募集のための基礎的な知識の修得を目的とし、「商品単位」は商品知識等の修得を目的としています。

また、損保一般試験の「基礎単位」の合格を代理店登録・募集人届出の要件としていますので、「基礎単位」に合格しないと保険募集ができません。さらに、「商品単位」の合格をそれぞれの保険商品を募集するための要件としていますので、合格していない単位の商品の保険を募集することができません。したがって、原則としてすべての保険募集人が「基礎単位」およびご自分が募集するすべての「商品単位」に合格する必要があります。

デジタルテキスト 001

本テキストは、損保一般試験の単位構成に合わせて4分冊としていますので、保険募集人の皆さんは「基礎単位」およびご自分の募集する保険商品に応じて必要な「商品単位」を学習してください。

ご注意

- 本テキストは、2025（令和7）年11月1日現在で公表されている法律、規定等の内容に基づいて編集されています。
- 「損害保険募集人一般試験（火災保険単位）」は、本テキストの記載内容から出題されます。ただし、本テキスト中の  **参考** は、同試験の出題の対象とはなりません。
- 保険商品に関する記載は、主として損害保険料率算出機構が作成した標準約款等に基づき編集されています。保険商品の内容は、保険会社ごとに異なりますので、詳細については、各社の保険約款・契約規定等を確認してください。

一般社団法人 日本損害保険協会
募集・教育企画部

デジタルテキスト 002

●デジタルテキストとの関連について

テキスト内の **デジタルテキスト 000** はデジタルテキストにおけるページ番号です。

また、本文中の（P.000参照）は、 **デジタルテキスト 000** のページ番号で表記しています。

学習にあたって

○本テキストでは、火災保険の募集にあたり、顧客の意向把握・意向確認や商品説明・重要事項説明等を適正に行うために必要となる基礎的な商品知識等について学習します。

○具体的な編立ておよび概要は、次のとおりです。学習にあたって指針にしてください。

第1編

商品の仕組み

第2編

契約条件の確認

第3編

契約引受け・ 契約管理

第4編

周辺知識

第1編 商品の仕組み

【構成・概要】

- ①財産のリスクへの備えとしての火災保険・地震保険の機能・役割について学習します。
- ②火災保険の補償内容等について学習します。
- ③地震保険の補償内容・引受方法等について学習します。

デジタルテキスト 003

第2編 契約条件の確認

【構成・概要】

- ①火災保険の保険の対象（引受単位、物件種別・構造級別）について学習します。
- ②火災保険の評価・保険金額等について学習します。

第3編 契約引受け・契約管理

【構成・概要】

- ①火災保険の引受けについて、意向把握・意向確認、重要事項説明など引受手順に沿って、基本的な考え方を学習します。
- ②火災保険の契約管理、満期管理等について、基本的な考え方を学習します。
- ③火災保険の事故対応および苦情対応、事故の防止と防災・防犯について、基本的な考え方を学習します。

第4編 周辺知識

【構成・概要】

- ①災害時の公的支援制度について学習します。
- ②建築基準法、区分所有法、失火責任法など、火災保険の関係法令について学習します。

デジタルテキスト 004

- 各保険会社では、それぞれの特色を生かした保険商品を取り扱っていますが、損保一般試験は、所属保険会社にかかわらず保険募集人として必要な知識を修得することを目的としています。したがって、本テキストでは、保険会社が取り扱っている家計分野における主要な商品の一般的な内容について記載しています。
- 実際の保険募集にあたっては、本テキストの内容に加え、各保険会社において個社商品についての教育を受けることになります。保険商品の内容等は保険会社ごとに異なりますので、詳細は所属保険会社の取扱いを確認してください。
- 本テキストにおける統計等の数値については、四捨五入して掲載している箇所もあるため、合計値は必ずしも一致しません。

第1編 商品の仕組み	006
第1章 リスクと保険	007
1. わたしたちを取り巻くリスクと保険	008
2. 保険約款の読み方	020
第2章 保険の対象	025
1. 保険の対象の種類・範囲	026
2. 建物	027
3. 家財	029
第3章 火災保険の補償内容	033
1. 火災、落雷、破裂・爆発に関するリスク	034
2. 風災、雹災、雪災に関するリスク	038
3. 水災に関するリスク	041
4. 水濡れ、物体の落下・衝突等、騒擾等に関するリスク	043
5. 盗難に関するリスク	046
6. 不測かつ突発的な事故に関するリスク	048
7. 補償タイプ	049
8. 保険金が支払われない主な場合	050
第4章 支払保険金	057
1. 損害保険金	058
2. 費用保険金	064
3. 保険金の支払い	069
第5章 主な特約	076
1. 損害賠償責任に関するリスク	077
2. 財物に関するリスク	080
第6章 地震保険	084
1. 地震保険とは	085
2. 地震に関するリスク	091
3. 地震保険の引受け	101
4. 地震保険の保険料率・割引制度・保険期間	114

第2編 契約条件の確認	120
第1章 火災保険の契約条件・保険料率	121
1. 火災保険の引受け	122
2. 火災保険の保険料率	125
第2章 引受単位・物件種別	126
1. 契約引受けの単位	127
2. 物件種別の判定	131
3. 特殊な建物の取扱い	136
第3章 構造級別の判定	144
1. 基本的な考え方	145
2. 住宅物件の構造級別	149
3. 一般物件の構造級別	153
第4章 評価と保険金額	156
1. 評価の方法	157
2. 保険金額の設定	168
第5章 保険期間・保険料払込方法	172
1. 火災保険の保険期間	173
2. 保険料の払込方法	175

第3編 契約引受け・契約管理	181
第1章 火災保険の引受け	182
1. 引受手順の概要	183
2. 意向把握・意向確認と情報提供	189
3. 保険引受け（アンダーライティング）	201
第2章 保険契約の管理	208
1. 保険契約の契約内容変更（異動）・解約	209
2. 満期管理	216
第3章 火災保険の事故対応	218
1. 基本的な姿勢と流れ（事故対応フロー）	219
2. 火災保険の事故対応	222
第4章 火災保険の苦情対応	231
1. 基本的な姿勢と流れ（苦情対応フロー）	232
2. 火災保険の苦情事例	236
第5章 事故の防止と防災・防犯	245
1. 火災リスク等への対策	246
2. 自然災害リスクへの対策	248
3. 盗難・犯罪リスクへの対策	253

第4編 周辺知識	257
第1章 災害時の公的支援制度	258
1. 災害対策に関する法令	259
2. 被災者生活再建支援制度	260
第2章 関係法令	266
1. 建物の構造・性能等に関する法令	267
2. 建物の所有等に関する法令	269
3. その他法令	271

1

第1編

商品の仕組み

学習の内容

第1章 リスクと保険

第2章 保険の対象

第3章 火災保険の補償内容

第4章 支払保険金

第5章 主な特約

第6章 地震保険



●デジタルテキストとの関連について

テキスト内の **デジタルテキスト 000** はデジタルテキストにおけるページ番号です。

また、本文中の（P.000参照）は、**デジタルテキスト 000** のページ番号で表記しています。

第1章 リスクと保険

デジタルテキスト 007

1-1 わたしたちを取り巻くリスクと保険

第1節の
学習時間およそ
22分

(1) すまいを取り巻くリスク

わたしたちには、火災や爆発、地震・台風・大雨などの自然災害、日常生活における不測かつ突発的な事故などによって、財産が焼失、破損、汚損、滅失する、いわゆる「物的リスク」があります。

また、財産損害が発生したことに伴って発生する「費用リスク」や、すまいや施設を使用している間に他人に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負うという「賠償責任リスク」もあります。



① 火災に関するリスク

② 自然災害に関する
リスク③ 盗難に関するリスク
(日常生活に関する
リスク)

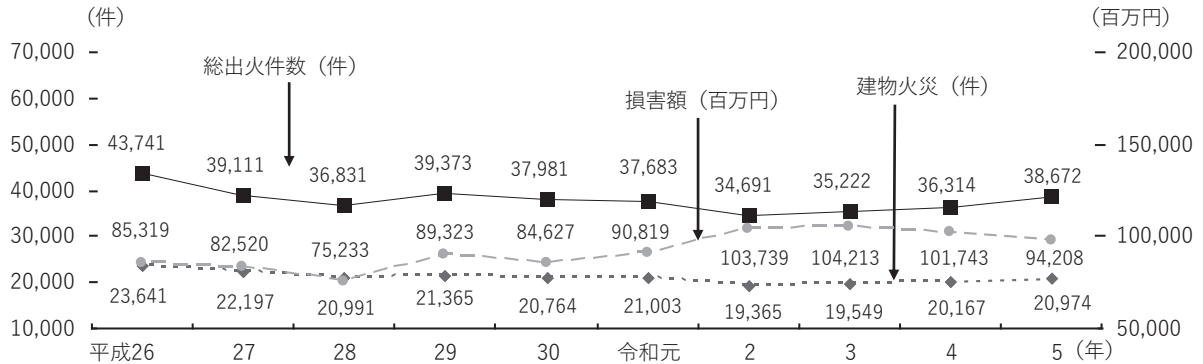
デジタルテキスト 008

① 火災に関するリスク

わが国における2023（令和5）年中の総出火件数は38,672件で、1日当たり約106件の火災が発生したことになり、損害額は約942億円となります。そのうち建物火災の件数は20,974件となります。

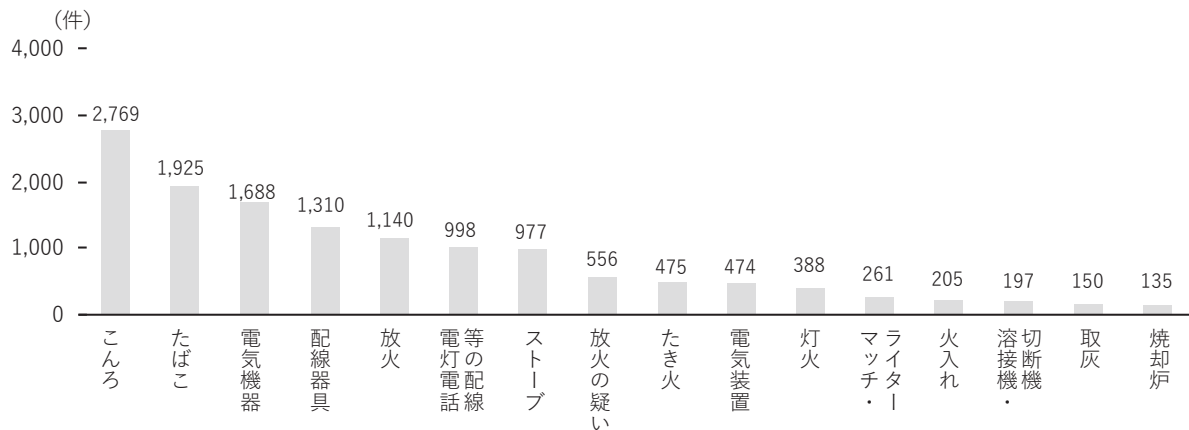
また、建物火災の出火を原因別にみると、こんろが2,769件と最も多く、次いで、たばこが1,925件、電気機器が1,688件となっています。

【総出火件数・建物火災・損害額】



（消防庁「令和5年（1～12月）における火災の状況（確定値）」を基に作成）

【建物火災の主な出火原因別の出火件数（令和5年中）】



（消防庁「令和5年（1～12月）における火災の状況（確定値）」を基に作成）

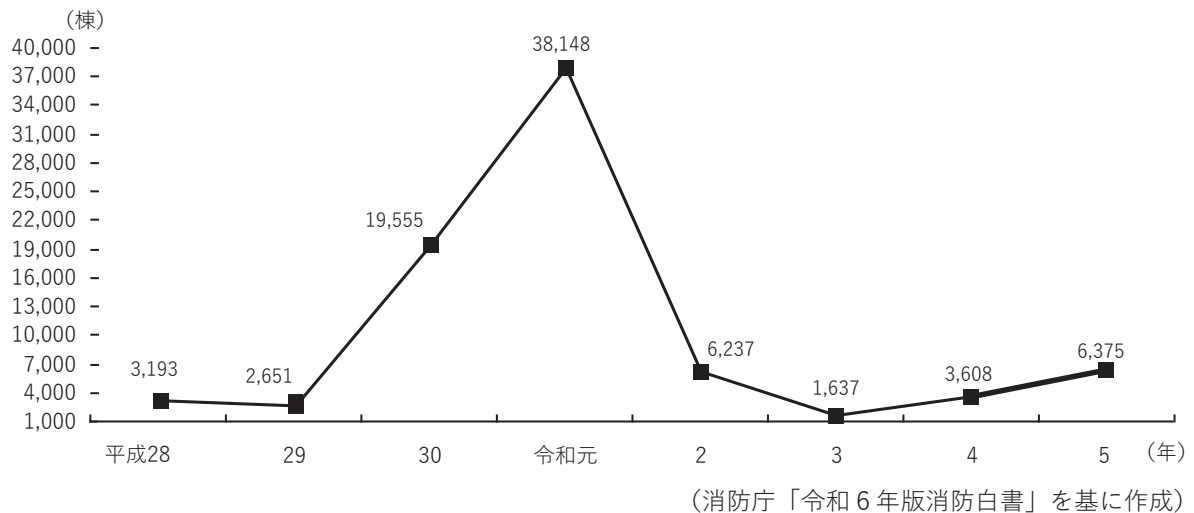
② 自然災害に関するリスク

わが国では、地震や噴火、台風や豪雨・豪雪などの自然災害が数多く発生しています。近年は、局地的大雨や竜巻などによる被害も発生しています。

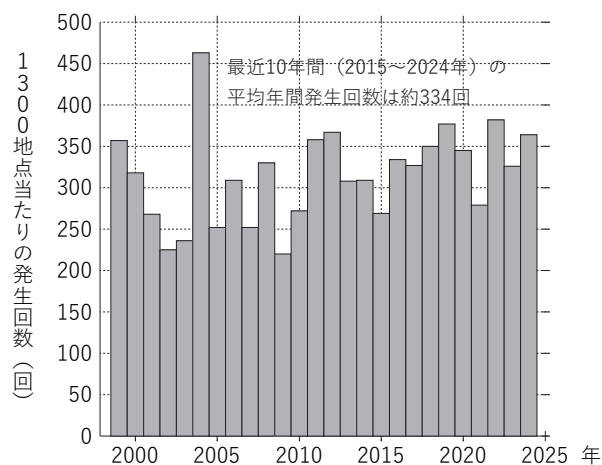
a. 風水害等に関するリスク

2023（令和5）年中の風水害による住家被害は、全壊125棟（前年75棟）、半壊6,250棟（同3,533棟）、一部破損2,211棟（同5,509棟）となっています。

【風水害による住家被害（全壊・半壊）】



【1時間降水量50mm以上の年間発生回数】



（気象庁HP「大雨や猛暑日など（極端現象）のこれまでの変化」を基に作成）

b. 地震に関するリスク

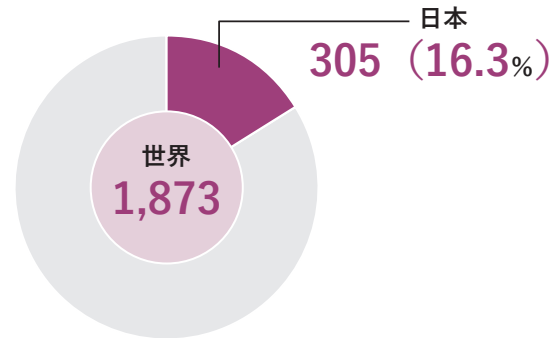
わが国は、地震や火山活動の活発な環太平洋変動帯に位置し、世界の約0.25%の国土面積であるにもかかわらず、世界で発生するマグニチュード6以上の地震の約2割が発生しています。世界的に見てもわが国は地震大国であるといえます。

地震がいつ・どこで起こるかを予測することはできませんが、ある一定期間内に、ある地域が強い揺れに見舞われる可能性を示した地図（確率論的地震動予測地図）**【注】**が作成されています。

この地図によると、太平洋側の多くが26%以上の高い確率となっているなど、地震の危険が迫っていることがわかります。

一方、比較的低い確率となっている地域でも、近年、強い地震が発生するなど、安全を意味するわけではありません。

【マグニチュード6以上の地震回数（2011年～2023年）】

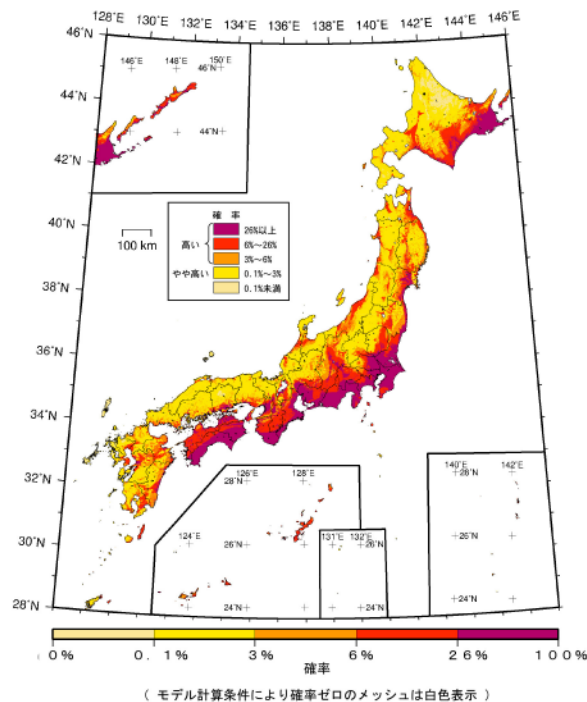


（出典：国土交通省「河川データブック2024」）

【注】 確率論的地震動予測地図は、すべての地震の位置・規模・確率に基づき各地点がどの程度の確率で、どの程度揺れるのかをまとめて計算し、その分布を地図に示したものです。

【確率論的地震動予測地図：確率の分布】

今後30年間に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率
（平均ケース・全地震）

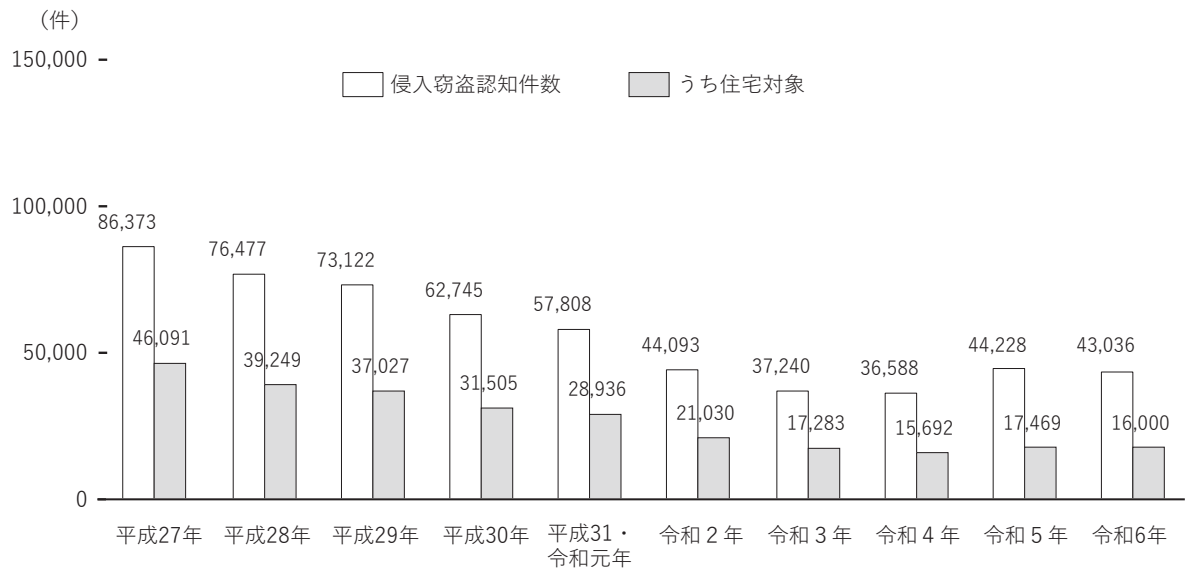


（出典：地震調査研究推進本部「全国地震動予測地図2020年版」）

③ 盗難に関するリスク（日常生活に関するリスク）

わが国における侵入窃盗の認知件数は、2024（令和6）年は43,036件です。このうち住宅対象の侵入窃盗は16,000件であり、1日当たり約44件も発生しています。

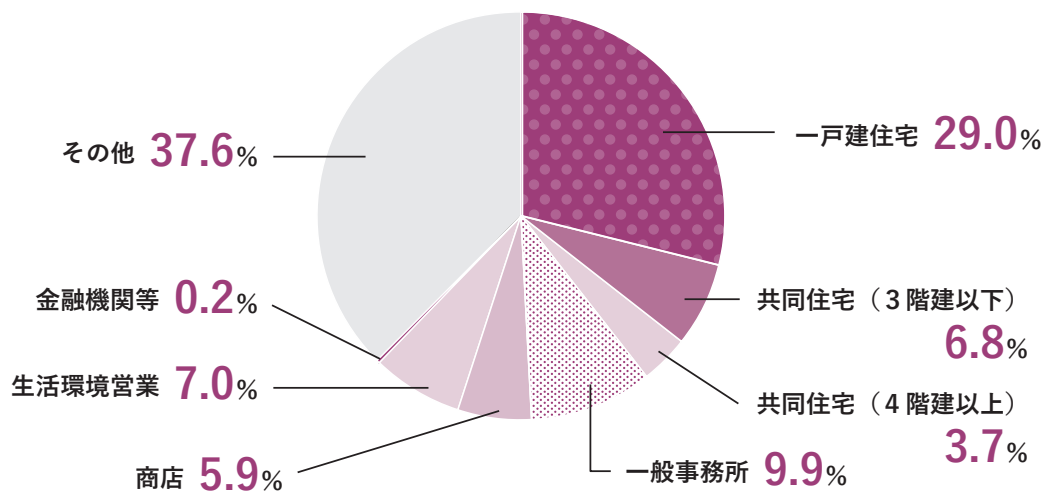
【侵入窃盗認知件数の推移】



（警察庁「令和6年の刑法犯に関する統計資料」を基に作成）

また、侵入窃盗の発生場所別認知件数は、住宅が39.5%（うち一戸建住宅が29.0%、3階建以下の共同住宅が6.8%、4階建以上の共同住宅が3.7%）と最も多く、次いで一般事務所が9.9%を占めています。

【侵入窃盗の発生場所別認知件数】



総数 43,036件（令和6年）

（出典：警察庁「住まいる防犯110番」）

参考 リスクマネジメント

① リスクマネジメントの基本

日常生活や企業活動で発生する様々なリスクに合理的・効率的に対応するため、リスクマネジメントの手法を用いてリスク対策を講じておくことが大切です。

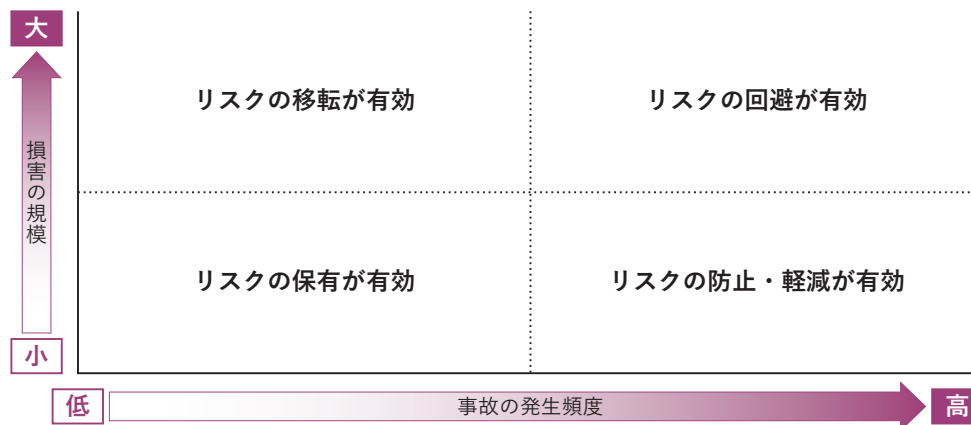
保険加入による備えのみならず、事故発生防止など予防対策も併せて講じる必要があること（リスク・コントロール）、保険はリスクマネジメントの資金対策（リスク・ファイナンス）のひとつの手法であり、貯蓄による備えなどとのバランスが重要であることを理解する必要があります。

② リスクマップの活用

リスクマップは、横軸を「事故の発生頻度（高低）」、縦軸を事故が発生した場合に想定される「損害の規模（大小）」として、リスクの評価（事故の発生頻度と損害の規模との関係）を4つに分類したものです。

一般的には、4つに分類された様々なリスクについて、事故の発生頻度が高く、損害の規模が大きいリスクに対しては「リスクの回避」、事故の発生頻度が低く、損害の規模が大きいリスクに対しては「リスクの移転」、事故の発生頻度が高く、損害の規模が小さいリスクに対しては「リスクの防止・軽減」、事故の発生頻度が低く、損害の規模が小さいリスクに対しては、「リスクの保有」を選択することが、有効な方法といわれています。

【リスクマップ】（例）



(2) 火災保険

① 火災保険の必要性

a. 火災リスク

わが国では、古くから木造家屋が多く、また、家屋が密集しているため、ひとたび火災が発生すると、類焼により多くの生命・財産が奪われてしまうことから、火災によるリスクは、日本人にとって最も身近なリスクのひとつでした。

近年では、消防法や建築基準法などによる規制が進められた結果、建物の不燃化や消火・防火設備の普及が進み、火災の発生件数は減少傾向にあるものの、依然として火災は重大な被害につながるという特徴があります。

このような火災による「物的リスク」に備える保険として、火災保険があり、火災、落雷、破裂・爆発に関するリスクに備えることができます。

また、失火ノ責任ニ関スル法律（「失火責任法」）（P.271参照）により、近所からの類焼被害（もらい火）については、失火者に重大な過失がない限り損害賠償請求ができないことから、自ら火災保険に加入して備える必要があります。

デジタルテキスト 013

b. 自然災害リスク

わが国は、地理的条件などの影響を受け、世界的に見ても自然災害大国といえます。近年は、地球温暖化により自然災害の将来予測に不確実性が増していると指摘されています。地震災害や大雨等による水害などの自然災害が相次ぐ中、自然災害によるリスクへの備えの重要性が増しています。

このような台風などの風災・水災や、大雪などの雪災（せっさい）、地震・噴火・津波など様々に形を変えて襲ってくる自然災害による「物的リスク」に備える保険として、火災保険や地震保険があります。

c. 日常生活における事故リスク

すまいを取り巻くリスクには、給排水設備の詰まりや漏水などによる水濡れや、泥棒が入ったことによる窓ガラスやドアの破損、家財の盗難といった日常生活における様々なリスクがあります。

このような日常生活における事故による「物的リスク」に備える保険として、火災保険があります。

このように、火災保険は、火災のみならず、落雷、破裂・爆発や、風災・雹（ひょう）災・雪災などの自然災害、水濡れ、盗難などの日常生活における事故など、すまいを取り巻く様々なリスクに備えるため、わたしたちの生活になくてはならない保険であるといえます。

なお、地震や噴火・津波による損害については、火災保険では補償されないことから、地震災害に備えるための地震保険があります。



参考

火災保険の変遷

火災保険は、建物、屋外設備やこれらの収容動産などの財産の火災リスクを補償する保険の総称です。火災保険は、元来、火災リスクのみを対象（ストレート・ファイア）にした物保険でしたが、その補償範囲を広げ、火災、破裂・爆発、落雷、風災・雹災・雪災のほか、水災や盗難など広範囲なリスクを補償する総合補償の商品へと変化してきました。

さらに、現在では、不測かつ突発的な事故による破損・汚損等も加えて補償するオールリスク補償の商品が主流となっています。

デジタルテキスト 014

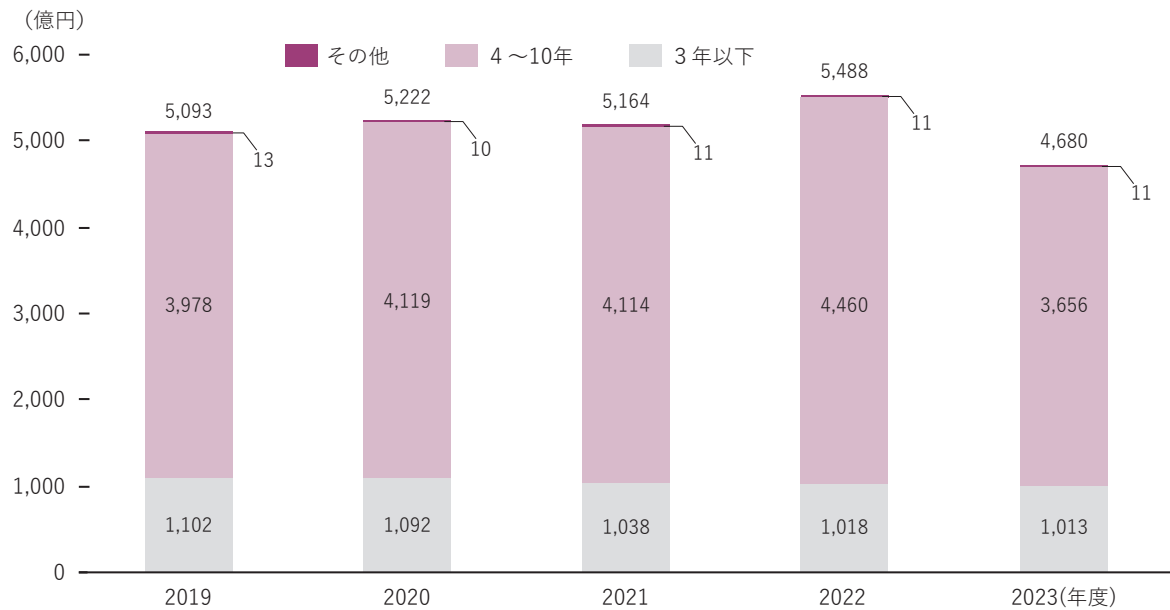
② 火災保険の概況

次の統計数値は住宅物件に関するものです。

a. 保険料（収入）の状況

火災保険の保険料は、契約件数のほか、契約される保険期間などの影響を受けて変動します。2023年度は、火災保険参考純率改定（2021〈令和3〉年5月21日届出）において、参考純率が適用できる期間を最長5年としたことにより、保険期間が5年を超える新規契約が少なくなったことなどが要因で減少したものと考えられます。

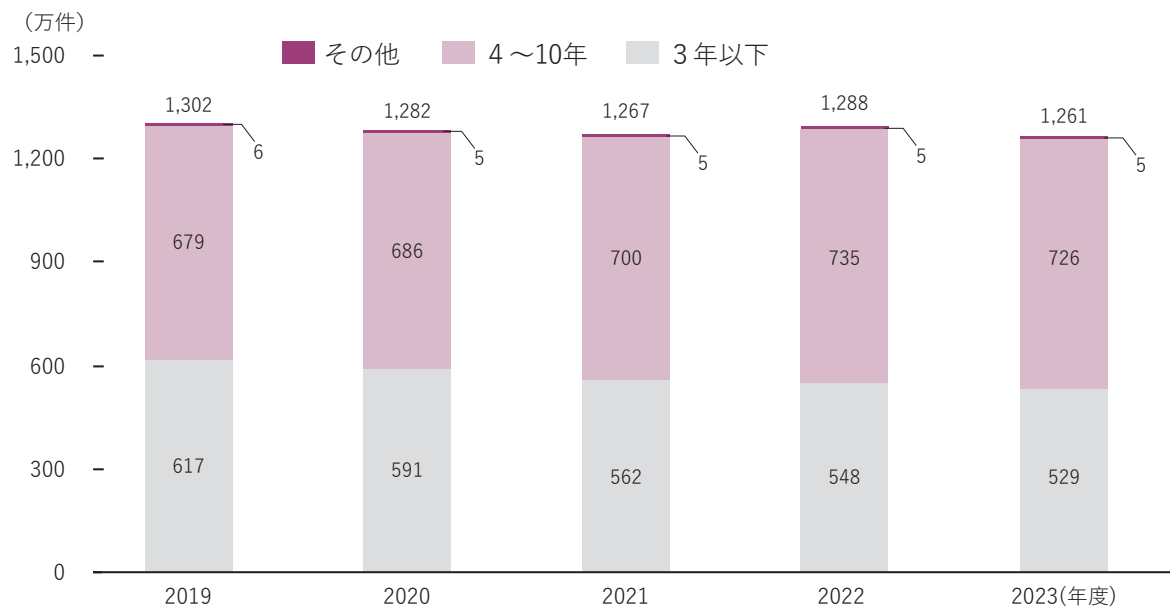
【保険期間別保険料の推移】



※「その他」には不明を含みます。

(出典：損害保険料率算出機構「2024年度 火災保険・地震保険の概況」)

【保険期間別新契約件数の推移】



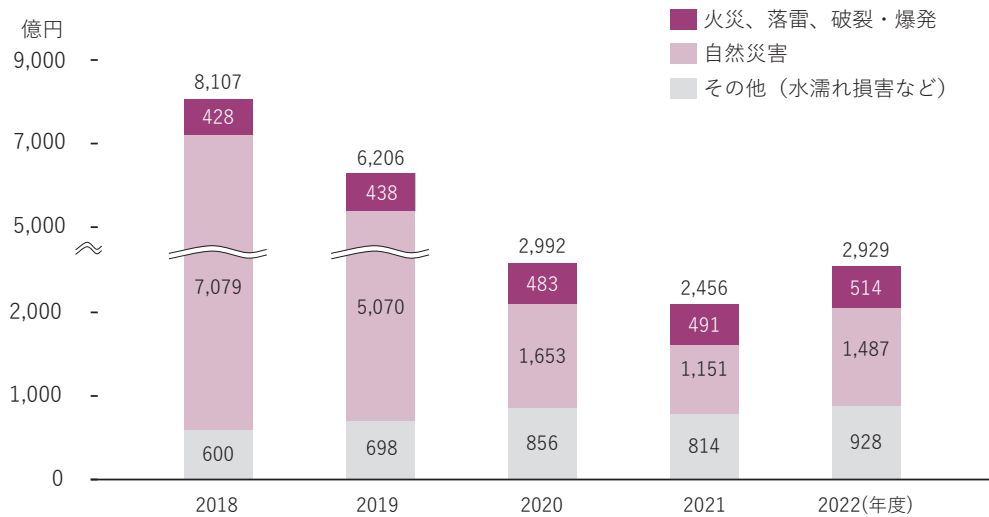
※「その他」には不明を含みます。

(出典：損害保険料率算出機構「2024年度 火災保険・地震保険の概況」)

b. 保険金支払いの状況

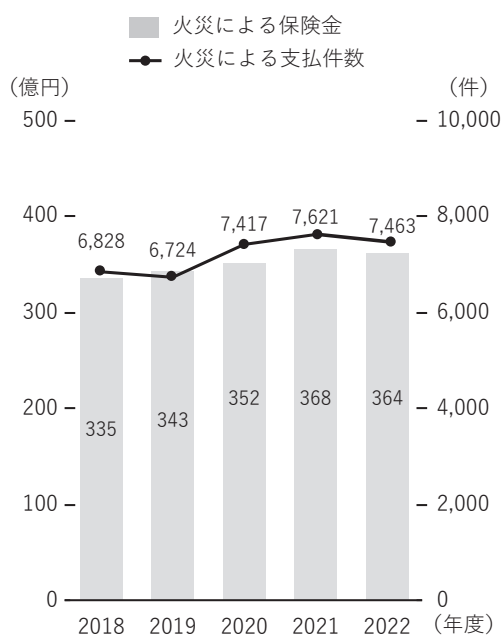
火災保険の保険金支払いには年度により変動がありますが、「火災、落雷、破裂・爆発」と「その他（水濡れ、盗難、物体の落下、破損・汚損など）」は、ともに保険金の支払いが概ね増加傾向にあります。また、2018年度および2019年度をはじめ、近年「自然災害（風災・雹災、雪災、水災）」の支払いが多くなっています。

【保険金の推移】

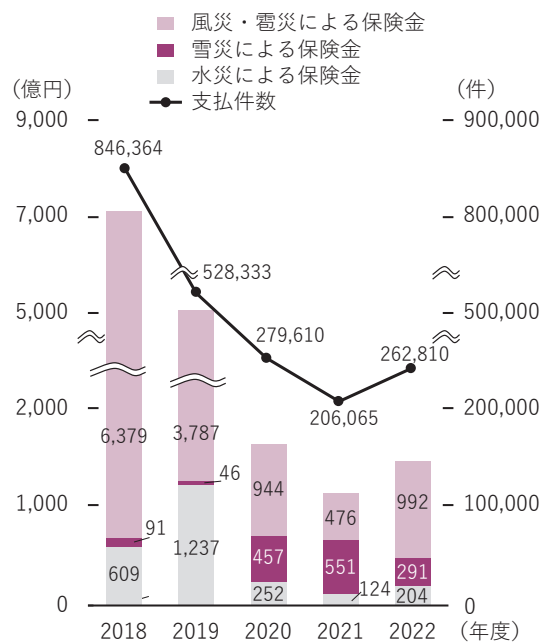


（出典：損害保険料率算出機構「2024年度 火災保険・地震保険の概況」）

【火災による支払状況】



【自然災害による支払状況】



（出典：損害保険料率算出機構「2024年度 火災保険・地震保険の概況」）

また、台風など自然災害に関する保険金の支払いは、その年の自然災害の発生状況や地域によって大きく変動します。近年における風水害等による支払保険金を金額の多い順番に並べると次のとおりとなります。このうち、過去最大の保険金支払いとなった平成30年台風21号をはじめとして、3つの災害が2018（平成30）年に発生しています。

【過去の風水害等による高額保険金支払例（火災保険金および新種保険金）】

順位	災害名	地域	発生年月日	支払保険金 (億円)
1	平成30年台風21号	大阪・京都・兵庫等	2018（平成30）年 9月3日～5日	9,363
2	平成3年台風19号	全国	1991（平成3）年 9月26日～28日	5,225
3	令和元年台風19号 (令和元年東日本台風)	東日本中心	2019（令和元）年 10月6日～13日	5,181
4	令和元年台風15号 (令和元年房総半島台風)	関東中心	2019（令和元）年 9月5日～10日	4,398
5	平成16年台風18号	全国	2004（平成16）年 9月4日～8日	3,564
6	平成26年2月雪害	関東中心	2014（平成26）年 2月	2,984
7	平成30年台風24号	東京・神奈川・静岡等	2018（平成30）年 9月28日～10月1日	2,946
8	平成11年台風18号	熊本・山口・福岡等	1999（平成11）年 9月21日～25日	2,847
9	平成30年7月豪雨	岡山・広島・愛媛等	2018（平成30）年 6月28日～7月8日	1,673
10	平成27年台風15号	全国	2015（平成27）年 8月24日～26日	1,561

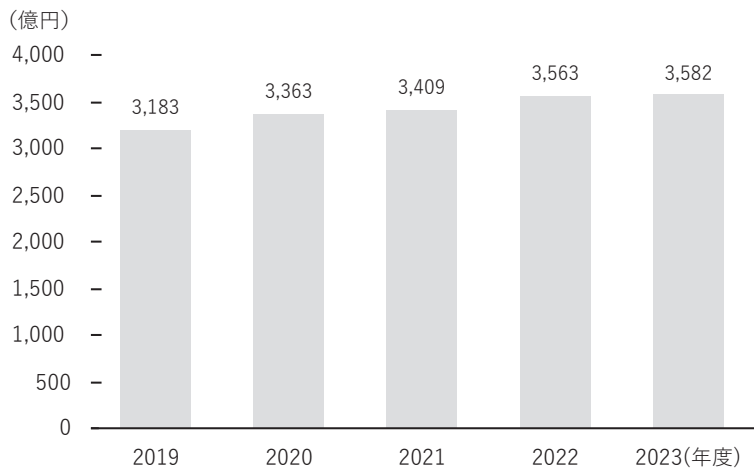
（損保協会「ファクトブック2025」を基に作成）

③ 地震保険の概況

a. 保険料（収入）の状況

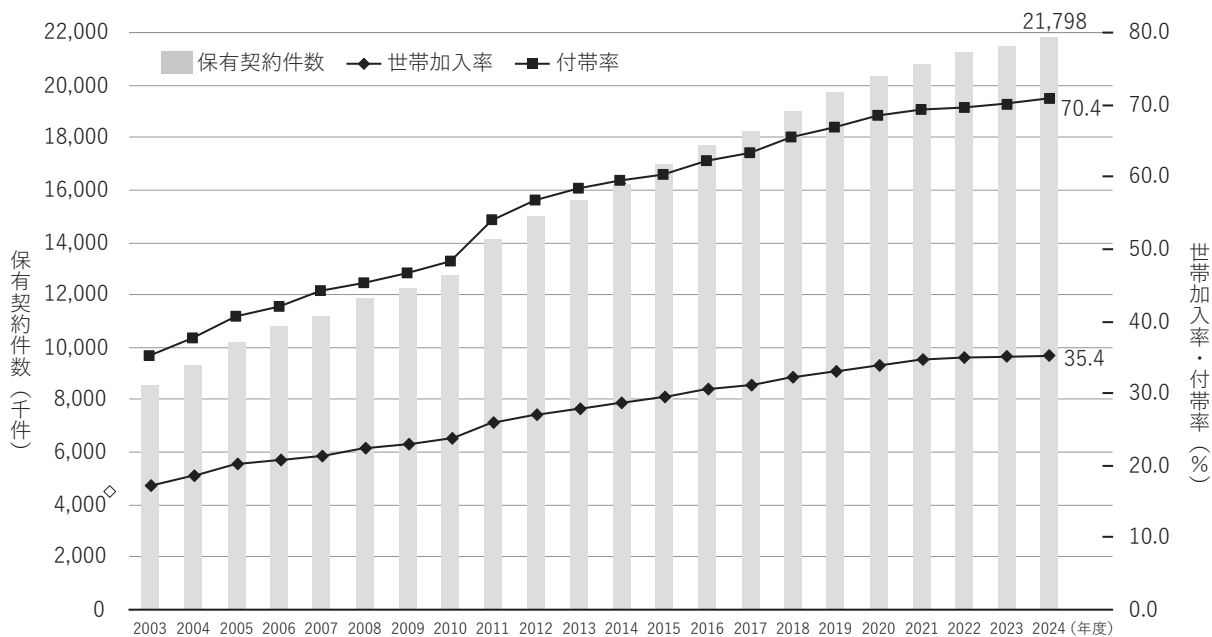
地震保険の保険料は年々増加傾向にあります。また、地震保険の普及率も年々向上しています。 **▲注**

【保険料の推移】



（出典：損害保険料率算出機構「2024年度 火災保険・地震保険の概況」）

【地震保険の保有契約件数・世帯加入率・付帯率の推移】



（損害保険料率算出機構HP「グラフで見る！地震保険統計速報」を基に作成）

▲注 地震保険の普及率を表す指標には、次のとおり地震保険世帯加入率と地震保険付帯率があります。

- 地震保険世帯加入率
地震保険契約件数を住民基本台帳に基づく世帯数で除した割合のことをいいます。
- 地震保険付帯率
当該年度に契約された火災保険（住宅物件）契約件数のうち、地震保険に加入（付帯）した件数の割合のことをいいます。

b. 保険金支払いの状況

地震による支払保険金を金額の多い順番に並べると次のとおりとなります。

このうち2011（平成23）年3月に発生した東日本大震災では、約1兆2,897億円と突出した額の保険金が支払われています。

【地震保険（家計分野）の保険金支払い】

順位	地震名	発生年月日	マグニチュード (M)	支払保険金 (百万円)
1	平成23年東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)	2011（平成23）年 3月11日	9.0	1,289,681
2	平成28年熊本地震	2016（平成28）年 4月14日	7.3	391,345
3	福島県沖を震源とする地震	2022（令和4）年 3月16日	7.4	278,274
4	福島県沖を震源とする地震	2021（令和3）年 2月13日	7.3	251,424
5	大阪府北部を震源とする地震	2018（平成30）年 6月18日	6.1	125,161
6	令和6年能登半島地震	2024（令和6）年 1月1日	7.6	104,208
7	平成7年兵庫県南部地震 (阪神・淡路大震災)	1995（平成7）年 1月17日	7.3	78,346
8	平成30年北海道胆振東部地震	2018（平成30）年 9月6日	6.7	53,866
9	宮城県沖を震源とする地震	2011（平成23）年 4月7日	7.2	32,415
10	宮城県沖を震源とする地震	2021（令和3）年 3月20日	6.9	18,975

▲注

（損保協会「ファクトブック2025」を基に作成）

▲注

日本地震再保険株式会社調べ（2025〈令和7〉年3月31日現在）。

1-2 保険約款の読み方

第2節の
学習時間およそ
4分

保険商品を正しく理解するためには、補償内容や契約条件などのルールがどこに規定されているかを正しく理解する必要があります。特に、保険契約そのものである保険約款については、保険募集人として、その読み方を身につけることが重要となります。

本章では、火災保険の保険約款等の読み方について説明します。 **▲注**

▲注 保険商品の内容は保険会社ごとに異なります。詳細については、各社の保険約款・契約規定等を確認してください。



デジタルテキスト 020

(1) 全体の構成

火災保険の補償内容は、「保険約款」に規定されています。また、契約条件や保険料率の決め方は、「契約規定・特約規定」や「料率規定」等に規定されています。

構 成	概 要
a. 保険約款 (a) 普通保険約款	保険契約の内容としてあらかじめ定められた条項の集まりです。補償内容とその他の事項について、標準的な内容を定めています。
(b) 特約	普通保険約款に定められた内容を、変更・追加・削除するものです。
b. 契約規定・特約規定	契約の引受単位、保険料の計算方法や保険料払込方法、保険金額や保険期間の設定等について定めています。
c. 料率規定	保険料率そのものと、その適用上のルールを定めています。



参考

保険約款の認可・届出

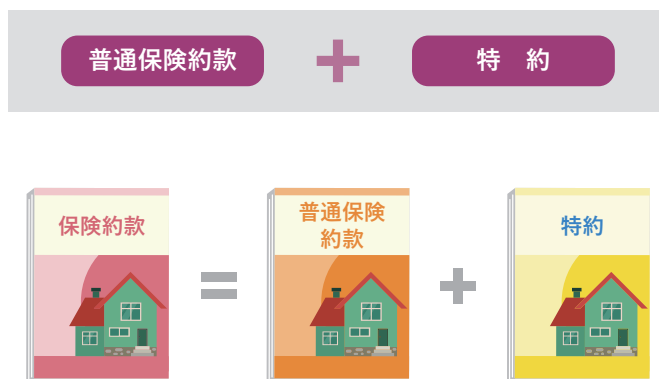
普通保険約款等の基礎書類は、保険会社が金融庁に認可申請・届出を行い、金融庁の認可を受けたものでなければなりません。金融庁は、認可申請を受けた基礎書類について、所定の審査基準に基づいて審査し、認可の可否を判断します。

なお、損害保険料率算出機構では、「標準約款」を作成しています。同機構では、火災保険の参考純率を算出していますが、その算出にあたり、あらかじめ契約内容や補償内容を決めておく必要があるため、算出の前提となる補償内容などを別途定めています。これを保険約款という形で示したものが「標準約款」です。

デジタルテキスト 021

(2) 保険約款の構成

火災保険の保険約款には、基本となる補償内容や契約の手続きに関することを定めた「普通保険約款」と、普通保険約款の内容を変更・追加・削除する「特約」があります。



デジタルテキスト 022

① 普通保険約款の構成

火災保険の普通保険約款は、保険金を支払う場合・支払わない場合、保険の対象の範囲などについて定めた「補償条項」と、保険責任の始期・終期、告知・通知義務、無効、失効、解除などについて定めた「基本条項」から成っています。



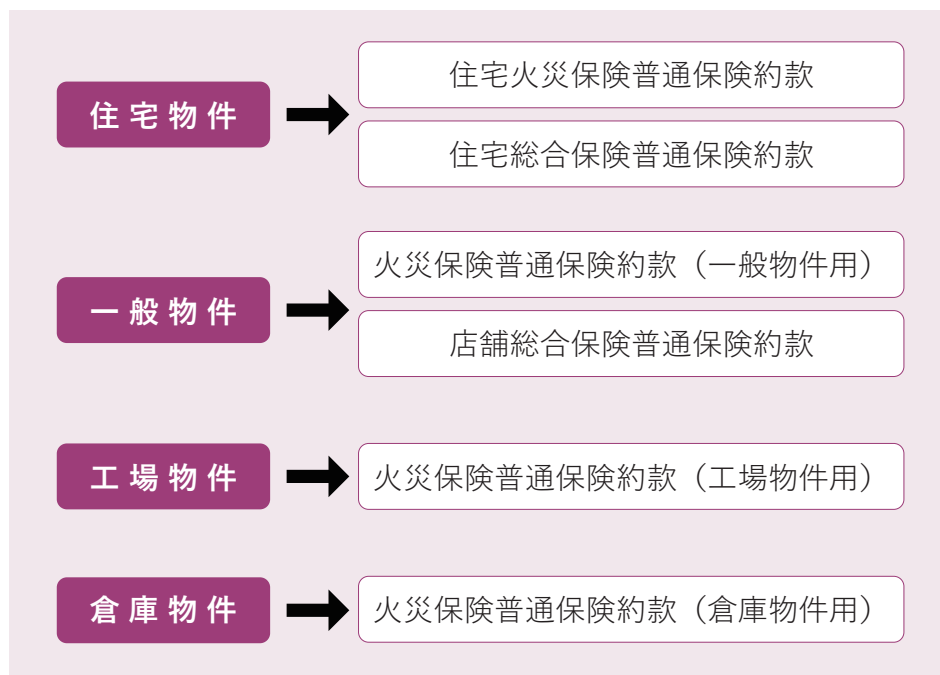
デジタルテキスト 023

② 普通保険約款の種類

火災保険では、住宅や店舗、工場など保険の対象となる物件により適用される普通保険約款が異なります。例えば、標準約款では、住宅には「住宅火災保険普通保険約款」または「住宅総合保険普通保険約款」、店舗には「火災保険普通保険約款（一般物件用）」または「店舗総合保険普通保険約款」、工場には「火災保険普通保険約款（工場物件用）」、倉庫には「火災保険普通保険約款（倉庫物件用）」が適用されることになります。

したがって、保険の対象の物件種別の判定が重要となります（P.131参照）。

例



第2章 保険の対象

デジタルテキスト 025

火災保険では、建物や家財などが保険の対象となります。火災保険の引受けにあたっては、何を対象に保険に加入するか、保険の対象となる建物や家財には何が含まれるかを正しく理解することが重要となります。

本章では、家計分野の火災保険の保険の対象の種類や範囲について説明します。 **▲注**

▲注 保険商品の内容は保険会社ごとに異なります。詳細については、各社の保険約款・契約規定等を確認してください。

1 2 -1 保険の対象の種類・範囲

第1節の
学習時間およそ
0分

火災保険では、保険の対象を次の5つに分類しています。本章では、このうち「建物」と「家財」について説明します。

- ① 建物
- ② 家財
- ③ 屋外設備・装置
- ④ 設備・什器等（設備、装置、機械、器具、工具、什器、備品）
- ⑤ 商品・製品等（原料、材料、仕掛品、半製品、製品、商品、副産物、副資材）

デジタルテキスト 026

1 2 -2 建物

第2節の
学習時間およそ
1分

(1) 建物とは

建物とは、土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、屋外設備・装置を除きます。

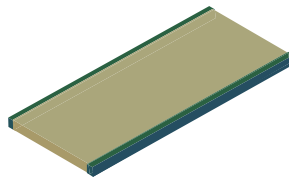


デジタルテキスト 027

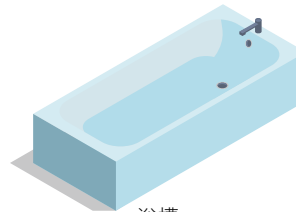
(2) 建物（保険の対象）に含まれるもの

次の物のうち被保険者が所有するものは、特別の約定がない限り、保険の対象となる建物に含まれます。

- ① 畳、建具その他これらに類する物
- ② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの
- ③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの
- ④ 門、塀、垣、物置、車庫その他の付属建物



畳



浴槽

デジタルテキスト 028

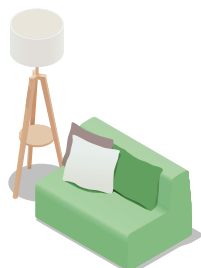
1 2 -3 家財

第3節の
学習時間およそ
3分

(1) 家財とは

家財とは、建物内に收容されていて、被保険者が所有する生活用の動産をいいます。 **▲注**

▲注 住宅付属の物置や車庫内に收容されている家財も含まれます。



デジタルテキスト 029

(2) 家財（保険の対象）に含まれるもの

被保険者と生計を共にする親族の所有する家財で、保険証券記載の建物内收容のものは、特別の約定がない限り、保険の対象となる家財に含まれます。

なお、賃貸住宅などで建物と家財の所有者が異なる場合、次のいずれかに該当する物のうち、家財の所有者が所有するものは、保険の対象となる家財に含まれます。

- ① 畳、建具その他これらに類する物
- ② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの
- ③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの

参考

賃貸住宅で借主が家財を保険の対象として火災保険を契約する場合で、エアコンを自ら設置したときは、室外機も含め、設置したエアコンは家財に含まれます。

デジタルテキスト 030

(3) 明記物件

貴金属・宝玉・宝石・書画・骨董・彫刻物その他の美術品のうち、1個または1組の価額が30万円を超えるものは、保険証券に明記されていなければ、補償の対象にならない場合があります。保険の対象にするには、保険契約申込書に記載するなど契約時に手続きを行う必要があります。

なお、明記物件について、1回の事故につき一定額（100万円など）までは明記することなく自動補償とし、それを超える金額については特約により引き受ける商品もあります。



デジタルテキスト 031

(4) 家財（保険の対象）に含まれないもの

次のいずれかに該当する物は、保険の対象となる家財に含まれません。

- ① 自動車（道路運送車両法〈昭和26年法律第185号〉第2条第2項に定める自動車をいいます） ⚠ 注1
- ② 通貨、有価証券、預貯金証書（通帳・現金自動支払機用カードを含みます）、印紙、切手類 ⚠ 注2
- ③ 動物・植物等の生物
- ④ プログラム、データ 等

⚠ 注1 原動機付自転車は保険の対象に含まれます。

⚠ 注2 生活用の通貨・預貯金証書については、保険証券記載の建物内において盗難による損害が生じた場合にのみ、保険の対象として取り扱われ、その損害に対して保険金が支払われます（P.047参照）。



自動車



通貨



植物



データ

デジタルテキスト 032

第3章 火災保険の補償内容

デジタルテキスト 033

すまいを取り巻くリスクには、火災のほか、台風・大雨・地震などの自然災害、日常生活における不測かつ突発的な事故などがあります。これらの災害等により建物や家財に生じる損害に備える保険として火災保険と地震保険があります。

本章では、家計分野の火災保険の補償内容について説明します。

なお、地震保険は第6章で説明します。 **▲注**

▲注 保険商品の内容は保険会社ごとに異なります。詳細については、各社の保険約款・契約規定等を確認してください。

1 3 -1 火災、落雷、破裂・爆発に関するリスク

第1節の
学習時間およそ
3分

(1) 火災による損害

火災、落雷や破裂・爆発など次の事由によって生じた損害に対して、保険金が支払われます。



火災・落雷・破裂・爆発

① 火災とは

② 火災による損害

デジタルテキスト 034

① 火災とは

火災とは、一般に普通の用法の範囲外に燃え出し、損害が生じることをいい、社会通念上の「火事」に該当するものを指します。



② 火災による損害

火災による損害とは、火災と損害との間に相当因果関係があるものをいいます。

デジタルテキスト 035

(2) 落雷による損害

① 落雷とは

落雷とは、雲と地上との間で発生する放電のことをいいます。  注1

② 落雷による損害

落雷による損害とは、保険の対象に直接落雷し、その衝撃により保険の対象が被る損害のことをいいます。このほか、保険の対象に直接落雷しないものの、送電線などへの落雷により電気機器などの保険の対象に波及した損害も該当します。  注2

 注1 雷は、大気中で大量の正負の電荷分離が起こり、放電する現象です。雲と地上の間で発生する放電を対地放電（落雷）といい、雲の中や雲と雲の間などで発生する放電を雲放電といいます。

 注2 落雷による火災損害は「火災による損害」として取り扱います。



デジタルテキスト 036

(3) 破裂・爆発による損害

① 破裂・爆発とは

破裂・爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破裂またはその現象のことをいいます。したがって、水道管または水管の凍結による破裂の損害は、ここでいう破裂に該当しません。  注1

② 破裂・爆発による損害

破裂・爆発による損害とは、建物や家財などの保険の対象そのものが破裂・爆発することにより被る損害のことをいいます。このほか、第三者において発生した破裂・爆発によって保険の対象が被る損害も該当します。  注2

 注1 水道管または水管の凍結による破裂により生じた水濡れの損害は、「水濡れによる損害」として取り扱います（P.043参照）。

 注2 破裂・爆発による火災損害は「火災による損害」として取り扱います（P.034参照）。



デジタルテキスト 037

1 3 -2 風災、雹災、雪災に関するリスク

第2節の
学習時間およそ
2分

(1) 風災による損害

風災、雹災、雪災など次の事由によって生じた損害に対して、保険金が支払われます。

風災による損害とは、台風、旋風（せんぷう）、竜巻、暴風等により生じた損害のことをいいます。例えば、台風により屋根瓦が飛ばされたといった損害が該当します。 **▲注**

▲注 洪水、高潮等による損害は、「水災による損害」として取り扱います（P.041参照）。



デジタルテキスト 038

(2) 雹災による損害

雹災による損害とは、「雹」または「あられ」により生じた損害のことをいいます。例えば、雹やあられによって屋根瓦や窓ガラスが割れたといった損害が該当します。 **▲注**

▲注 雹とは、積乱雲から降る直径5 mm以上の氷の粒のことをいい、直径5 mm未満のものは「あられ」といいます。



デジタルテキスト 039

(3) 雪災による損害

雪災（せっさい）による損害とは、豪雪の際における雪の重み、落下等による事故または雪崩により生じた損害のことをいいます。

雪災による損害が、1回の積雪時において複数回生じた場合であって、各々別の事故によって生じたことが明らかでないときは、これらは1回の事故により発生したものと推定します。

なお、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。 **▲注**

風、雨、雪などの吹込みによって生じた損害については、建物の外側の部分（外壁、屋根、開口部等）が、前記（1）～（3）の事故によって破損し、その破損部分から建物の内部に吹き込むことによって生じた損害に限ります。

また、台風が来る前に行った屋根の補強に要した費用や、豪雪のために行った家屋の雪下ろしに要した人為的費用などに対しては、風災による損害や雪災による損害として保険金は支払われません。

▲注 融雪洪水による損害は雪を原因としますが、「雪災による損害」ではなく「水災による損害」として取り扱います（P.041参照）。



1 3 -3 水災に関するリスク

第3節の
学習時間およそ
4分

(1) 水災による損害

水災による損害とは、台風、暴風雨、豪雨などによる洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ、落石などにより生じた損害のことをいいます。

水災をもたらす原因となる「洪水」とは、河川の水が増加して堤防を越えたり、堤防を破ったりして氾濫することをいい、「融雪洪水」とは、晩春などの時期に河川の流域内に残った積雪が気温の上昇に伴って大量に溶けるために引き起こされる洪水のことをいいます。

また、「高潮」とは、台風や発達した低気圧に伴って海水面が異常に高くなる現象のことをいいます。「土砂崩れ」とは、崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れのことをいいます（落石を除きます）。 **▲注1** **▲注2**

▲注1 融雪洪水による損害は雪を原因としますが、「雪災による損害」ではなく「水災による損害」として取り扱います。

▲注2 台風等を原因としない落石による損害は、「物体の落下・衝突等による損害」として取り扱います（P.044参照）。



デジタルテキスト 041

(2) 水災による損害の認定基準

水災によって生じた次のいずれかの損害に対して保険金が支払われます。

- ① 建物や家財にそれぞれの保険価額の一定割合（30％など）以上の損害が生じた場合
- ② 「床上浸水」  または「地盤面」  から45cmを超える浸水」を被った結果、保険の対象に損害が生じた場合

なお、水災による損害状況の認定は、保険の対象が建物である場合はその建物ごとに行い、保険の対象が家財である場合はこれを収容する建物ごとに行います。

また、門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合は、これらが付属する建物の損害状況の認定によるものとします。

 **注1** 床上浸水とは、居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。

なお、床とは、畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。

 **注2** 地盤面とは、建物が周囲の地面と接する位置をいいます。

ただし、床面が地盤面より下にある場合（例えば、地下室の場合）は、その床面をいいます。



参考

水災料率の細分化

損害保険料率算出機構が算出する火災保険参考純率において、従来、全国一律だった火災保険の水災料率が地域の実態に応じた市区町村別の5区分に細分化されました（2023〈令和5〉年6月改定届出）。

改定の背景として、以下のような観点があります。

- ① 自然災害が増加する中、地域間の水災リスクの違いによる保険料の公平化を図る必要があること。
- ② ハザードマップなど、保険契約者が得られる水災のリスク情報が充実していく一方で、自分のリスクは低いと判断した人が、保険料節減の目的で自分の火災保険から水災の補償を外す傾向にあり、今後の水災保険料の値上げに繋がることで水災補償をつけられない人が出てしまう可能性があること。

1 3 -4 水濡れ、物体の落下・衝突等、騒擾等に関するリスク

第4節の
学習時間およそ
3分

(1) 水濡れによる損害

次の事由によって生じた損害に対して、保険金が支払われます。

水濡れによる損害とは、給排水設備 **注1** に生じた事故、または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水（いっすい） **注2** によって生じた損害のことをいいます。

ただし、風災、雹災、雪災や水災による水濡れ損害 **注3**、給排水設備自体に生じた損害に対しては、保険金は支払われません。

注1 給排水設備には、スプリンクラー設備・装置が含まれます。

注2 溢水とは、水が溢れることをいいます。

注3 風災、雹災、雪災や水災による水濡れ損害は、それぞれ「風災による損害」「雹災による損害」「雪災による損害」「水災による損害」として取り扱います（P.038～P.041参照）。



デジタルテキスト 043

(2) 物体の落下・衝突等による損害

物体の落下・衝突等による損害とは、建物の外部からの物体の落下・飛来、衝突・接触、倒壊による損害、または車両 **注1** やその積載物の衝突・接触による損害のことをいいます。

ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙などの物の落下もしくは飛来、土砂崩れ **注2**、または風災、雹災、雪災もしくは水災の事故による損害を除きます。

注1 車両とは、自動車、原動機付自転車、軽車両およびトロリーバスをいいます（道路交通法第2条第1項第8号）。

注2 台風、暴風雨、豪雨などに伴う土砂崩れによる損害は「水災による損害」として取り扱います（P.041参照）。



デジタルテキスト 044

(3) 騒擾等による損害

騒擾（そうじょう）等による損害とは、騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為による損害のことをいいます。 **▲注**

▲注 「騒擾およびこれに類似の集団行動」とは、群衆・多数の者の集団の行動によって数世帯以上の平穏が害される状態・被害が生じる状態であって、免責事由（P.051参照）に掲げられている「暴動」に至らないものをいいます。

なお、ここでいう「暴動」とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上、重大な事態と認められる状態をいいます。



1 3 -5 盗難に関するリスク

第5節の
学習時間およそ
2分

(1) 盗難による損害

盗難 **注1** によって保険の対象である建物または家財に生じた盗取、損傷または汚損の損害に対して、保険金が支払われます。

なお、保険の対象である家財が屋外にある間に生じた盗難による損害に対しては、保険金は支払われません。

注2

注1 盗難とは、強盗、窃盗またはこれらの未遂のことをいいます。

注2 明記物件（P.031参照）に盗難による損害が生じた場合、1回の事故につき、1個または1組ごとに限度額（100万円など）が定められています。



デジタルテキスト 046

(2) 通貨・預貯金証書の盗難による損害

家財が保険の対象で、かつ、次のいずれかに該当する場合、生活用の通貨または預貯金証書の盗難に対して、保険金が支払われます **注1**。

- ① 保険証券記載の建物内で生活用の通貨 **注2** が盗まれた場合
- ② 保険証券記載の建物内で生活用の預貯金証書 **注3** が盗まれ、直ちに預貯金先に被害の届出をしたが、預貯金口座から現金が引き出された場合

注1 通貨・預貯金証書の盗難には、損害保険金に限度額が定められています。

注2 通貨には、小切手、印紙、切手、乗車券などが含まれます。

注3 預貯金証書とは、預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。

デジタルテキスト 047

1 3 -6 不測かつ突発的な事故に関するリスク

第6節の
学習時間およそ
1分

前記1～5以外の、不測かつ突発的な事故による破損・汚損 **▲注** に対して、保険金が支払われます。例えば、掃除中に誤って家具をぶつけてドアを壊してしまった場合などが該当します。

▲注 破損とは、壊れたり傷ついたりすることや、壊したり傷つけたりすることをいいます。また、汚損とは、汚れたり傷んだりすることや、汚したり傷めたりすることをいいます。



デジタルテキスト 048

1 3 -7 補償タイプ

第7節の
学習時間およそ
1分

各保険会社では、火災保険の契約時に、前記1～6のリスクに対する補償を組み合わせた補償タイプの中から選択する方式としているのが一般的です。

補償タイプの選択にあたっては、保険料を安く設定することを目的に、安易に補償するリスクを減らすのではなく、保険の対象の状況（例えば、保険の対象である建物が新築建物か築年数が経っている建物かなど）や、保険の対象が所在する地域の自然災害リスクの状況などを総合的に勘案することが重要です。 **▲注**

補償タイプの例

○：補償する ×：補償しない

リスク	補償タイプ（例）				
	A	B	C	D	E
1. 火災、落雷、破裂・爆発に関するリスク	○	○	○	○	○
2. 風災、雹災、雪災に関するリスク	○	○	○	○	○
3. 水災に関するリスク	○	○	×	○	×
4. 水濡れ、物体の落下・衝突等、 騒擾等に関するリスク	○	○	○	×	×
5. 盗難に関するリスク	○	○	○	×	×
6. 不測かつ突発的な事故に関するリスク	○	×	○	×	×

▲注 補償タイプの有無、種類、設定条件等は、保険会社ごとに異なります。

1 3 -8 保険金が支払われない主な場合

第8節の
学習時間およそ
4分

(1) 故意・重大な過失・法令違反による免責

次のような事由によって生じた損害に対しては保険金は支払われません。これを免責事由といいます。

次の者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害を補償の対象とすることは、公序良俗に反することから、保険金は支払われません。

- a. 保険契約者
- b. 被保険者
- c. 上記 a、b の法定代理人 等

デジタルテキスト 050

(2) 異常危険による免責

次のような異常危険に基づく事故による損害に対しては、保険金は支払われません。

- a. 戦争、内乱、暴動等
- b. 地震、噴火またはこれらによる津波（地震火災費用保険金〈P.067参照〉を除きます）
- c. 核燃料物質等の放射性・爆発性等による事故 等

デジタルテキスト 051

(3) その他の危険による免責

① 保険事故時の紛失・盗難

前記1～4の保険事故時における紛失・盗難については、保険事故による損害が生じなかった財物に対する管理が及びづらく、保険事故と相当因果関係を有するか否かの判断も非常に困難で、道徳的ハザード（P.202参照）も懸念されることから、相当因果関係の有無にかかわらず保険金は支払われません。 **▲注**

▲注 保険商品によっては、取扱いが異なる場合があります。



デジタルテキスト 052

② 欠陥、自然消耗・劣化など

次のいずれかに該当する損害および次のいずれかによって生じた損害に対しては、保険金は支払われません。

- a. 保険の対象の欠陥（保険契約者等が相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます）
- b. 保険の対象の自然の消耗・劣化、性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱の損害
- c. ねずみ食い、虫食い 等

デジタルテキスト 053

③ すり傷、かき傷など

保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得る、すり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみのほか、外観上の損傷または汚損であって、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害に対しては、保険金は支払われません。

デジタルテキスト 054

④ 破損・汚損

破損・汚損について、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金は支払われません。

- a. 不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない電氣的事故または機械的事故
- b. 電球、ブラウン管等の管球類のみに生じた損害
- c. 保険の対象に対する加工・修理等の作業上の過失や作業技術の拙劣による損害
- d. 土地の沈下、隆起、移動、振動 等

デジタルテキスト 055

⑤ 家財の破損・汚損

保険の対象が家財の場合の破損・汚損について、次のいずれかに該当する物に生じた損害に対しては、保険金は支払われません。

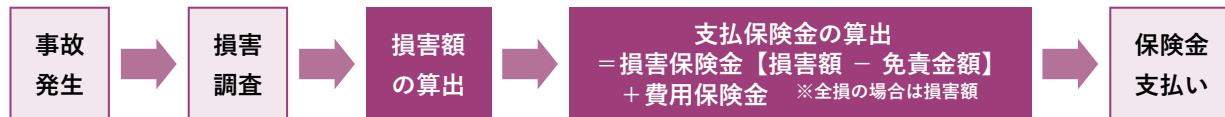
- a. 自動車以外の車両（原動機付自転車および自転車）、雪上オートバイまたはゴーカートおよびこれらの付属品
- b. ハンググライダー、パラグライダー、サーフボードまたはウィンドサーフィンおよびこれらの付属品
- c. ラジコン模型およびこれらの付属品
- d. 携帯電話等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品
- e. 義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類する物 等

デジタルテキスト 056

第4章 支払保険金

デジタルテキスト 057

火災保険は、保険の対象である建物や家財に損害が生じた場合、それらを損害発生前の状態に戻すため、実際に生じた損害を補償（実損てん補）するものです。したがって、保険事故が発生した場合には、実際に生じた損害額を算出したうえで、保険金を算出するという流れになります。



本章では、家計分野の火災保険における支払保険金の算出方法について、主として実損払（再調達価額基準）の場合の取扱いについて説明します。 **▲注**

▲注 保険商品の内容は保険会社ごとに異なります。詳細については、各社の保険約款・契約規定等を確認してください。

1 4 -1 損害保険金

第1節の
学習時間およそ
4分

(1) 損害額の算出

火災保険では、保険の対象を再調達価額（新価） **▲注** 基準で評価し、実際の損害額を損害保険金として支払う方式を実損払といいます。

損害額とは、保険の対象を事故発生前の状態に復旧するために必要な額のことをいいます。実損払（再調達価額基準）の場合には、再調達価額（新価）を基準として損害額を算出します。

① 再取得費

② 修理費

▲注 再調達価額（新価）とは、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。なお、時価額を基準に損害保険金を算出する保険商品もあります（P.169参照）。

デジタルテキスト 058

① 再取得費

全損の場合は、再取得費（再築費用、再購入費用）が損害額となります。

$$\text{損害額} = \text{再取得費（再築費用、再購入費用）}$$

② 修理費

全損に至らず損害が生じた保険の対象を修理することができる場合は、次の計算式によって算出した額を損害額とします。

$$\text{損害額} = \text{修理費} - (\text{修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額})$$

デジタルテキスト 059

(2) 損害保険金の算出

前記（1）で算出した損害額に基づき、次のとおり損害保険金を算出します。

なお、損害保険金は1回の事故について、保険金額が限度となります。

① 全損の場合

② 全損に至らない場合

デジタルテキスト 060

① 全損の場合

全損とは、損害額が再取得費の一定割合（80％など）以上となることをいい、保険金額の全額が支払われます。

全損の場合には、損害額が損害保険金として支払われ、免責金額（自己負担額）を差し引きません。

全損の場合：損害保険金 = 損害額

② 全損に至らない場合

全損に至らない場合には、損害額から免責金額（自己負担額）を差し引いた金額が損害保険金として支払われます。

全損以外の場合：損害保険金 = 損害額 - 免責金額（自己負担額）

▲注

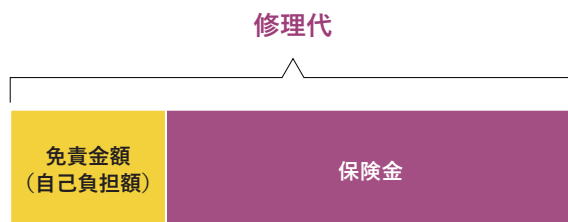
▲注 0円、1万円、3万円、5万円などの免責金額（自己負担額）により、保険料負担も異なってきます。

デジタルテキスト 061

(3) 免責金額（自己負担額）の適用

損害保険金は、保険金額を限度に支払われますが、前記のとおり、損害額から契約時にあらかじめ定めた免責金額（自己負担額）を控除します。

保険契約者がリスクの一部を保有することで、保険料の負担を軽減することができます。



参考

水災による損害保険金の縮小支払特約

保険の対象に水災による損害が生じた場合、保険金の支払方法を実損払ではなく、保険の対象の損傷率に応じて縮小支払割合または定率払に変更する特約を付帯（セット）できる保険商品もあります。

デジタルテキスト 062

【敷地内の定義】

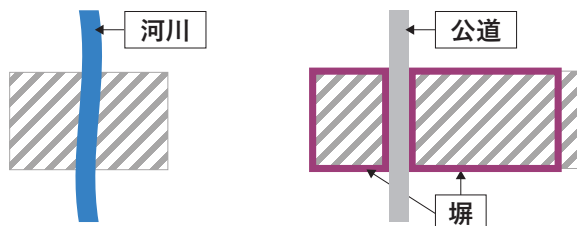
保険金は、1事故当たり保険金額を限度に支払われますが、1敷地内ごとに限度額が定められているものもあります。

敷地内とは、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。この場合、公道、河川などが介在していても敷地内は中断されません。

(例)

斜線部を同一保険契約者または被保険者が占有している場合、「同一敷地内」となります。

公道・河川等が介在しても敷地内は中断されません。



同一保険契約者または被保険者が占有する土地であれば、囲いの有無は問いません。

1 4 -2 費用保険金

第2節の
学習時間およそ
5分

(1) 損害保険金に付随して支払われる費用保険金

火災保険では、損害保険金に加えて、所定の条件のもとで費用保険金が支払われます。費用保険金には、損害保険金に付随して支払われる費用保険金と個別の事由により支払われる費用保険金があります。  注1

保険事故が発生すると、物的な損害が生じるほか、事故への対応に伴う各種費用も発生します。そのため、火災保険では、損害保険金が支払われる場合に、付随して費用保険金を支払うこととしています。

① 残存物取片づけ費用保険金

損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用に充てるものとして、実際に要した費用が残存物取片づけ費用保険金として支払われます。

具体的には、火災などの事故などによって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに費用（取壊し費用、取片づけ清掃費用、搬出費用など）を要した場合に支払われます。

残存物取片づけ費用保険金 = 残存物取片づけ費用の実費

なお、1事故につき支払いの限度（「損害保険金×10%」など）が定められています。  注2  注3

 注1 それぞれの費用保険金を特約としている保険商品もあります。

 注2 残存物取片づけ費用保険金は、損害保険金および他の費用保険金との合計額が保険金額を超える場合でも支払われます（外枠払）。

 注3 残存物取片づけ費用を修理費に含めて損害保険金として支払われる保険商品もあります。この場合、損害保険金が保険金額を超えても一定額（保険金額の2倍など）を限度として支払われます。

(2) 個別の事由により支払われる費用保険金

火災保険では、前記（1）のほか、個別の事由により支払われる費用保険金があります。

① 失火見舞費用保険金

② 地震火災費用保険金

デジタルテキスト 065

① 失火見舞費用保険金

保険の対象または保険の対象を収容する建物から発生した火災、破裂・爆発によって第三者の所有物を滅失・損傷・汚損した場合に、それによって被保険者に生じる見舞金等の費用に充てるものとして、失火見舞費用保険金が支払われます。

失火見舞費用保険金 = 被災世帯数 × 1被災世帯当たりの支払額（20万円など）

なお、1事故につき、支払いの限度（「その敷地内の保険金額（保険価額限度）×20%」など）が定められています。 **▲注**

▲注 失火見舞費用保険金は、他の保険金との合計額が保険金額を超える場合でも支払われます（外枠払）。



デジタルテキスト 066

② 地震火災費用保険金

保険の対象が、地震、噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災損害を受けた場合に、その損害状況が、建物では半焼以上となったとき **▲注1**、家財では収容建物が半焼以上または家財が全焼となったとき **▲注2** に、臨時に生じる費用に対して地震火災費用保険金が支払われます。

地震火災費用保険金 = 保険金額（保険価額限度）× 一定割合（5%など）

なお、1事故・1敷地内ごとに限度額（300万円など）が定められています。

▲注1 建物が半焼以上となったときとは、建物の主要構造部の火災による損害額が保険価額の一定割合（20%など）以上となったとき、または焼失した部分の床面積が延床面積の一定割合（20%など）以上となったときをいいます。

▲注2 家財が全焼となったときとは、家財の損害額が保険価額の一定割合（80%など）以上となったときをいいます。



デジタルテキスト 067

(3) 損害防止費用

火災、落雷、破裂・爆発による損害の発生および拡大の防止のために費用を支出した場合、必要または有益と認められた費用の実費が損害防止費用として支払われます。

- a. 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用
- b. 消火活動で損傷した物の修理費用または再取得費用
- c. 消火活動に緊急に投入された人員・器材の費用（人身事故に関する費用、損害賠償に関する費用または謝礼に属するものを除きます）

なお、1事故・1敷地内ごとに限度額（保険金額限度など）が定められています。 **▲注**

▲注 損害防止費用は、他の保険金との合計額が保険金額を超える場合でも支払われます（外枠払）。

デジタルテキスト 068

1 4 -3 保険金の支払い

第3節の
学習時間およそ
9分

(1) 保険金の支払時期（履行期）について

① 原則30日以内の支払い

保険金の支払時期（履行期）は、保険会社の保険約款によって異なりますが、保険金の請求完了日（所定の保険金請求手続きが完了した日）から、その日を含めて原則として30日以内に、保険金を支払います。 **▲注**

▲注 具体的には、請求完了日から、保険金支払いに必要な次の事項を確認して保険金を支払います。

- a. 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- b. 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において規定する事由に該当する事実の有無
- c. 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
- d. 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において規定する解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- e. 上記 a～d のほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

保険金請求手続き
完了



原則 30 日以内に
保険金を支払い



デジタルテキスト 069

② 例外

保険金の支払対象について、特別の照会や調査が不可欠な場合は、①にかかわらず、保険金の請求完了日からその日を含めて保険約款が定める日数が経過する日までに保険金を支払います。 **▲注**

▲注 例えば、標準約款では、次の場合には、前記①の規定にかかわらず、確認に必要な日数を期限とする旨規定されています。

- a. 前記① a～d の事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会
- b. 前記① a～d の事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会
- c. 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における前記① a～e の事項の確認のための調査
- d. 前記① a～e の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査



参考

保険法における「保険給付の履行期」について

保険法では、保険会社による保険金の支払遅延により、保険契約者等が不利益を被ることがないように、第21条（保険給付の履行期）・第81条（保険給付の履行期）にて、保険金支払いに必要な期間を保険金支払期限とし、それを経過した場合は保険会社に責任を求めることが定められています。ここでいう「保険会社が遅滞の責任を負う」とは、具体的には支払期限から遅れた分について延滞利息を支払うことをいいます。

デジタルテキスト 070

(2) 保険金支払後の保険契約

① 契約終了

損害保険金 **▲注1** の支払額が1回の事故につき保険金額 **▲注2** の一定割合（80％など）に相当する額を超えた場合、保険契約は、その保険金支払いの原因となった損害が発生した時に終了し、保険料は返還されません **▲注3**。

なお、各々別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれに保険契約が終了するかを判断します。

② 自動復元

保険事故が発生して保険金が支払われた場合であっても、上記①に該当しなければ、保険契約は終了せず、保険金額は減額されません。これを保険金額の自動復元といい、追加保険料の支払いも不要です。

▲注1 通貨・預貯金証書の盗難により保険金が支払われる場合を除きます。

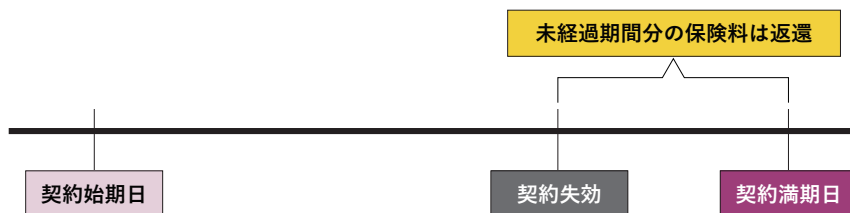
▲注2 保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額となります。

▲注3 長期契約の場合には、当年度の保険料は返還されませんが、翌年度以降の期間に相当する保険料は返還されます。

デジタルテキスト 071

(3) 契約失効

地震災害など、火災保険の保険事故によらず保険の対象の全部が滅失した、または保険の対象が譲渡された場合には、その事実が発生した時に保険契約は失効し、火災保険の未経過期間分の保険料は返還されます。



デジタルテキスト 072

(4) その他

① 保険代位

保険代位とは、保険事故によって保険金が支払われた場合に、被保険者が保険の対象について取得していた権利および被保険者が第三者に対して有する損害賠償請求権を保険会社が取得することをいいます。この場合、前者を「残存物代位」、後者を「請求権代位」といい、いずれも一定条件のもとで保険会社の請求に基づき行使すること（代位求償）ができます。

a. 残存物代位

火災などの保険事故によって保険の対象が全損となり、保険金が支払われた場合、被保険者が持つ所有権その他の物権は、保険会社に移転（代位）します。これを「残存物代位」といいます。例えば、保険の対象である建物や家財が全損となっても、なお経済価値のある物が残ったような場合などが想定されます。この場合、保険会社が残存物代位を行使することも、反対に行使しないこともできます。 **▲注**

▲注 残存物代位の目的は、①被保険者が残存物を取得することによって、損害額を上回る利益を得るのを防止すること、②損害額算出の際の手間を簡略化することにあります。

デジタルテキスト 073

b. 請求権代位

第三者の行為による保険事故によって保険の対象が損害を被り、保険金が支払われた場合、被保険者が取得する第三者に対する損害賠償請求権は、保険会社に移転（代位）します。これを「請求権代位」といいます。例えば、保険の対象である建物に他人の自動車飛び込んで建物を壊して損害を与えた場合などが想定されます。この場合、実務上、次のとおり取り扱います。 **▲注**

(a) 被保険者が第三者に損害賠償を請求せずに保険会社に保険金を請求する場合

保険会社は、被保険者に保険金を支払ったうえで、第三者（加害者）に対してその者が負担すべき額を代位求償します。

(b) 被保険者が第三者から直接損害賠償を受ける場合

保険会社は、被保険者が第三者（加害者）から損害賠償を受けた額に相当する金額を控除して保険金を支払います。

▲注 請求権代位の目的は、被保険者が、第三者（加害者）に対する損害賠償請求権と保険金請求権の両方取得するのを防ぐことにあります。

デジタルテキスト 074

② 他の保険契約などがある場合の取扱い

同一の保険の対象について、被保険利益、保険事故、保険期間が重なる複数の保険契約が存在し、各保険契約の保険金額の合計が保険価額を超える状態のことを、重複保険といいます。

この場合、どのように分担して保険金を支払うかという問題が生じることから、次のような支払方式を採用しています。

a. 他の保険契約などがある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、保険金の種類ごとに支払限度額を超えるときは、次に定める額を保険金として支払います。

(a) 他の保険契約などから保険金等が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額
(b) 他の保険契約などから保険金等が支払われた場合	支払限度額から、他の保険契約などから支払われた保険金等の合計額を差し引いた残額。 ただし、この保険契約によって支払われるべき支払責任額を限度とします。

b. 損害が2種類以上の事故によって生じた場合は、同種の事故による損害について、前記aの規定を各々別に適用します。

第5章 主な特約

デジタルテキスト 076

各保険会社では、保険契約者などのニーズに応えるよう補償の範囲を拡充した特約などを用意しています。主な特約は次のとおりです。 **注**

注 特約の取扱いの有無、名称、補償範囲、取扱方法等は、保険会社ごとに異なります。

1 [5] -1 損害賠償責任に関するリスク

第1節の
学習時間



およそ
6分

(1) 個人賠償責任特約

日常生活に起因して、他人にケガをさせたり、他人の財物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金が支払われる特約です。

被保険者	a. 本人 b. 本人の配偶者 c. 本人またはその配偶者の同居の親族 d. 本人またはその配偶者の別居の未婚の子 注1
保険金が支払われる場合	被保険者が、被保険者の居住の用に供される住宅の所有、使用、管理または日常生活に起因する偶然な事故により被った、他人の身体の障害または他人の財物の滅失、汚損もしくは損傷について、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金が支払われます。 注2 注3
保険金が支払われない主な場合	a. 保険契約者、被保険者等の故意によって生じた損害 b. 地震、噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 c. 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 d. 他人から借りたり預かったりした物に対する損害賠償責任 注4 e. 第三者との約定により加重された損害賠償責任 f. 航空機、船舶、車両または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 等

注5

注1 被保険者が責任能力のない未成年者や認知症の高齢者など責任無能力者の場合は、その親権者や法定の監督義務者等も被保険者となる保険商品もあります。

注2 「日本国内のみ補償」と「日本国内・国外を問わず補償」とがあります。

注3 日本国内で電車等を運行不能にした場合の損害賠償責任を補償の対象とした保険商品もあります。

注4 他人からの受託品に対する損害賠償責任を補償の対象とした保険商品もあります。

注5 個人賠償責任特約は、自動車保険や傷害保険にも付帯（セット）できるため、これらと補償が重複する可能性があります。このため、この特約を引き受ける場合には、これらの契約内容を確認し、保険契約者のニーズに合った補償内容とする必要があります。

デジタルテキスト 077

(2) 借家人賠償責任特約

賃貸住宅の借主が、借用する戸室での偶然な事故により建物に損害を与え、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金が支払われる特約で、保険の対象が賃貸住宅内の家財である契約に付帯（セット）します。

被保険者	賃貸住宅を借用している者
保険金が支払われる場合	被保険者（借家人）の借用する戸室（一戸建を含みます）で発生した偶然な事故により建物に損害を与え、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金が支払われます。
保険金が支払われない主な場合	a. 保険契約者、被保険者等の故意によって生じた損害 b. 地震、噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 c. 欠陥、自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、さび、かび d. 借用住宅の改築、増築、取壊しなどの工事によって生じた損害 e. 貸主との約定により加重された損害賠償責任 等

【賃貸住宅の保険】

賃貸住宅は、持ち主がその所有物に対して付保するという考え方にに基づき、基本的に、建物は貸主、家財は借主がそれぞれ火災保険に加入します。失火責任法は、債務不履行責任には適用されないことから、貸主に対する損害賠償責任に備えるには借家人賠償責任特約に加入する必要があります（P.272参照）。 **▲注**

▲注 水濡れなど火災以外の事由で建物や階下の住人の家財に損害を与えた場合には、借主が階下の住民に対して不法行為責任を負います。このリスクには、個人賠償責任特約で備える必要があります。

デジタルテキスト 078

(3) 施設賠償責任特約

賃貸アパートのオーナーやマンションの管理組合などが施設の所有・使用・管理に起因して、他人に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金が支払われる特約です。

被保険者	施設の所有（管理）者
保険金が支払われる場合	被保険者が所有、使用もしくは管理する保険証券記載の施設（マンション・アパートや店舗・事務所など）に起因する偶然な事故、または施設の用法に伴う被保険者の保険証券記載の仕事に起因する事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の財物に損害を与えたりして、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金が支払われます。
保険金が支払われない主な場合	a. 保険契約者、被保険者等の故意によって生じた損害賠償責任 b. 地震、噴火またはこれらによる津波によって生じた損害賠償責任 c. 被保険者と世帯を同じくする親族の身体の障害またはこれらの者の財物の損壊に起因する損害賠償責任 d. 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 等

デジタルテキスト 079

1 5 -2 財物に関するリスク

第2節の
学習時間
およそ
6分

(1) 携行品損害補償特約

保険証券記載の建物の外に被保険者が持ち出した携行品に、偶然な事故により損害が生じた場合に保険金が支払われる特約です。

被保険者	a. 本人（記名被保険者） b. 本人の配偶者 c. 本人またはその配偶者の同居の親族 d. 本人またはその配偶者の別居の未婚の子
保険金が支払われる場合	保険証券記載の建物の外で、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品について、偶然な事故により損害が生じた場合に保険金が支払われます。
保険金が支払われない主な場合	a. 保険契約者、被保険者等の故意または重大な過失によって生じた損害 b. 地震、噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 c. 置き忘れまたは紛失 d. 欠陥、自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、さび、かび 等

デジタルテキスト 080

(2) 類焼損害補償特約

自宅からの失火により、近所の住宅や家財を類焼させ、損害を与えた場合に保険金が支払われる特約です。
失火責任法（P.271参照）により、近所への類焼被害については、失火者に重大な過失がない限り、類焼先から損害賠償請求をされることはありません。しかしながら、類焼先が加入する火災保険等で十分な補償が得られないことも想定されることから、この特約で、失火者が近隣の類焼被害を補償できるようにしています。

保険金が支払われる場合	保険の対象である建物やこれに収容される家財、または保険の対象である家財やこれを収容する建物から発生した火災、破裂・爆発の事故によって、他人の居住用建物または家財（これらを類焼補償対象物といいます）を滅失、損傷または汚損させた場合に、類焼補償被保険者（類焼補償対象物の所有者）に対して保険金が支払われます。
保険金が支払われない主な場合	a. 保険契約者、主契約被保険者等の故意によって生じた損害 b. 類焼補償被保険者等の故意、重大な過失または法令違反によって生じた損害 c. 地震、噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 d. 煙損害または臭気付着の損害 等

▲注

▲注 類焼補償対象物に火災保険等が付保されている場合は、これらによって支払われる保険金等または支払われた保険金等の額を損害額から差し引いた額が、この特約の保険金として支払われます。

デジタルテキスト 081

(3) 建物の電氣的または機械的事故特約

電氣的または機械的事故によって建物付属の機械設備等に損害が生じた場合に、保険金が支払われる特約です。

保険金が支払われる場合	保険証券記載の建物に付属する空調設備、電気設備、給排水・衛生設備、消火設備などについて、電氣的または機械的事故により損害が生じた場合に保険金が支払われます。
保険金が支払われない主な場合	a. 保険契約者、被保険者等の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害 b. 地震、噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 c. 消耗部品および付属部品の交換・欠陥、自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、さび、かび d. 不当な修理や改造によって生じた損害 等

▲注

▲注 電氣的または機械的事故とは、不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない、電気的作用や機械の稼働に伴って発生した事故をいいます。これらは火災保険の免責事由となっているため（P.055参照）、この特約で補償されるようにしています。

デジタルテキスト 082

(4) 臨時費用補償特約

保険の対象に損害が生じた場合に、宿泊費や交通費など臨時に支出する様々な費用に充てるものとして、損害保険金の一定割合の保険金が支払われる特約です。

罹災（りさい）時にどのような費用がどれだけ必要となるかは、損害や被保険者の状況により異なりますが、ある程度の出費が必要と考えられるため、損害保険金の一定割合が支払われることになっています。

保険金が支払われる場合	火災などにより損害保険金が支払われる場合に保険金が支払われます。 なお、1事故・1敷地内ごとに限度額（100万円など）が定められています。
支払保険金	臨時費用保険金＝損害保険金×一定割合

▲注

▲注 保険事故の種類によって保険金が支払われない場合があります。なお、臨時費用を普通保険約款で補償の対象としている保険商品もあります。

デジタルテキスト 083

第6章 地震保険

デジタルテキスト 084

1 6 -1 地震保険とは

第1節の
学習時間およそ
8分

わが国は、世界有数の地震大国であり、地震もしくは噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」といいます）への備えである地震保険が、自助努力の手段として重要な役割を果たしています。

2011（平成23）年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）においては、支払保険金の総額が1兆2千億円を超え（P.019参照）、地震保険の重要性が再認識されました。地震保険の付帯率（P.018参照）は年々上昇していますが、さらなる普及拡大が必要であり、損害保険の募集に携わる者として地震保険の必要性を伝えていくことは、まさに社会的使命といえます。



デジタルテキスト 085

(1) 地震保険の必要性

① 地震災害に対する経済的な備え

わが国で暮らす限り、地震等に対する備えは必要です。

この地震災害に対する経済的な備えとして地震保険があります。国の被災者生活再建支援制度（P.261参照）など災害時の公的な支援制度がありますが、この制度による支給額は最高300万円にとどまるなど最低限の支援に限られていることから、地震保険に加入するなど自助の備えが重要となります。

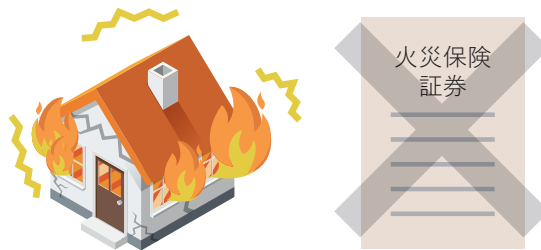
国としても、地震保険への加入（自助による備え）を税制面でもバックアップする観点から、「地震保険料控除制度」を設けています。また、国の防災基本計画でも地震保険の制度を充実し、普及率の向上を図ることが定められています。

② 火災保険では地震災害は補償されない

火災保険は、火災などにより建物や家財に生じた損害を補償しています。しかし、火災保険では、地震等による火災の損害や地震等による倒壊などの損害を補償の対象としていません。

このため、地震等による火災や倒壊などの損害に備えるためには、地震保険に加入する必要があります。 **▲注**

▲注 地震等を火災保険の補償対象にできなかったのは、大地震発生時には、通常よりも火災発生件数が増加するだけでなく、消防能力の低下等により焼失面積も著しく拡大するという事情がありました。



参考

火災保険の地震火災費用保険金

火災保険では、地震等により火災が生じ、一定規模以上の損害が生じた場合に限り、地震火災費用保険金が支払われます（P.067参照）。しかしながら、地震火災費用保険金は補償の対象となる事故が地震による火災に限定されることや、支払額には、保険金額の一定割合（5%など）といった限度のほか、1事故・1敷地内ごとの限度額（300万円など）もあり、十分な補償とはいえません。

(2) 地震保険の特徴

① 地震保険法の目的

地震保険は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とする「地震保険に関する法律」（以下「地震保険法」といいます）（1966（昭和41）年5月18日施行）に基づき、政府と民間の保険会社が共同で運営する公共性の高い保険です。

地震保険法第1条（目的）

この法律は、保険会社等が負う地震保険責任を政府が再保険することにより、地震保険の普及を図り、もって地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とする。

デジタルテキスト 087

② 地震リスクの特異性

地震は、火災や交通事故とは異なり、いつどこで発生するかが統計的に把握し難く、ひとたび発生すると、巨額の損害となるおそれがあることから、そもそも民間ベースの保険制度にはなじまないという側面を有しています。

しかしながら、世界有数の地震国といわれるわが国において、地震災害による被災者を救済する保険制度に対する社会的要請が強くありました。そこで、1966（昭和41）年に地震保険法が制定され、政府が再保険により保険金支払いをバックアップすることや補償内容などに一定の制限を設けることで、地震保険制度が創設されるに至りました。

その後、多くの地震災害を経て、補償範囲の拡大や付保割合・限度額の引上げなど補償内容の改善が行われ、今日に至っています。 **▲注**

▲注 地震保険制度創設時は、全損のみ担保で、付保割合は一律30%、限度額は建物90万円・家財60万円、総支払限度額は3,000億円にとどまっていました。

デジタルテキスト 088

③ 地震保険の保険料と保険金

地震保険は、通常の保険とは異なり、保険料には保険会社の利潤はいっさい含まれず、保険契約者の支払った保険料は、将来発生する地震等による保険金支払いに備えて積み立てられています。

また、大地震発生時には巨額の保険金を支払う必要があるため、保険金の支払責任は政府と民間の保険会社で負担することとし、特に大規模な地震では、政府が大きな負担をする仕組みとなっています。

④ 民間の保険会社の役割

民間の保険会社は、平時には代理店（保険募集人）をはじめとする全国の販売網を活用して地震保険の加入促進を進めるとともに、損害発生時には、全国の損害調査網を活用して地震保険の保険金支払いを行います。

また、補償内容および保険料は各保険会社で同一となっています。

デジタルテキスト 089

⑤ 総支払限度額

地震保険では、巨額の保険金を支払う可能性があるため、保険金の支払責任の一部を政府が負うこととしていますが、いかに政府といえども無限に責任を負うことはできません。

そこで、1回の地震等 **▲注1** における保険金の総支払限度額を定めています。1回の地震等による地震保険の支払保険金の総額が総支払限度額を超える場合、支払われる保険金は、次の算式により計算された金額に削減されることがあります。

なお、総支払限度額は、関東大震災級の地震が発生した場合でも、支払保険金の総額を超えることがない水準とされており、適宜見直されています。

$$\text{支払保険金} = \text{各契約で算出された保険金の額} \times \frac{12\text{兆円（総支払限度額）} \text{ **▲注2**}}{\text{各契約で算出された保険金の総額}}$$

▲注1 72時間以内に生じた2以上の地震等は、一括して「1回の地震」とみなします。ただし、被災地域が全く重複しない場合は除きます。

▲注2 2021（令和3）年4月の改定により、11兆7,000億円から12兆円に引き上げられました。



参考

企業分野における地震災害への備え

地震保険法に基づく地震保険は、住宅など主として家計分野を対象とするものであり、商業ビルや工場などの企業分野は対象としていません。企業分野においても、火災保険の特約などで地震リスクを補償する保険商品があります。

1 6 -2 地震に関するリスク

第2節の
学習時間およそ
18分

(1) 補償内容

① 保険金が支払われる場合

- a. 地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没、流失によって、保険の対象に生じた損害の程度が「全損」「大半損」「小半損」「一部損」に該当する場合に、保険金が支払われます。
したがって、損害の程度が「一部損」に至らない場合は、保険金は支払われません。
- b. 地震等を直接または間接の原因とする地すべりその他の災害による現実かつ急迫した危険が生じたため、建物全体が居住不能（一時的に居住不能となった場合を除きます）に至った場合は、これを地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって生じた建物の「全損」とみなして、保険金が支払われます。
- c. 地震等を直接または間接の原因とする洪水・融雪洪水等の水災によって建物が床上浸水または地盤面より45cmを超えた浸水を被った結果、その建物に損害が生じた場合には、これを火災、損壊、埋没または流失によって生じた建物の「一部損」とみなして、保険金が支払われます。

なお、火災保険では、地震等による火災（延焼・拡大を含みます）によって生じた損害をはじめ、火元の発生原因を問わず地震等で延焼・拡大した損害については、保険金は支払われません。 **⚠注**

⚠注 地震等が生じた後における事故の拡大防止または緊急避難に必要な処置によって、保険の対象について生じた損害についても、火災保険では保険金は支払われません。

デジタルテキスト 091

② 保険金が支払われない主な場合

- a. 地震等の際に次の事由によって生じた損害に対しては、保険金は支払われません。
 - (a) 保険契約者および被保険者、保険金を受け取るべき者またはこれらの法定代理人の故意・重大な過失・法令違反
 - (b) 保険の対象の紛失または盗難
 - (c) 戦争、内乱、暴動等
 - (d) 核燃料物質等の放射性・爆発性等による事故
- b. 地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害に対しては、保険金は支払われません。

デジタルテキスト 092

(2) 支払保険金

① 支払保険金

地震保険では、火災保険のように実際の損害額をもとに保険金が支払われるのではなく、損害の程度を4区分（全損・大半損・小半損・一部損）に分類し、保険金額に各々一定の率を乗じた額が保険金として支払われます。

これは、大規模な地震が発生した場合でも、短期間に大量の損害調査を行い、迅速かつ公正に保険金を支払う必要があるためです。

損害の程度	支払保険金
全 損	保険金額の100%（時価が限度）
大半損	保険金額の60%（時価の60%が限度）
小半損	保険金額の30%（時価の30%が限度）
一部損	保険金額の5%（時価の5%が限度）

デジタルテキスト 093

② 損害認定基準と損害程度の認定方法

a. 損害認定基準

(a) 建物の場合

地震保険の損害の程度は、建物の場合、次のとおり主要構造部の損害額や、焼失または流失した床面積等の損害の程度に応じて決まります。

損害の程度の認定は「地震保険損害認定基準」に従います（国が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」とは異なります）。

なお、損害の程度が一部損に至らない場合は、保険金は支払われません。  注

(b) 家財の場合

家財の場合、生活用動産の損害額に応じて決まります。損害の程度の認定は、「地震保険損害認定基準」に従います。

なお、損害の程度が一部損に至らない場合は、保険金は支払われません。

 注 地震保険損害認定基準は、損害調査の迅速、的確、公平を期すために、その被害程度に応じた認定基準を定め、その基準に基づき損害調査を行うことを定めたものです。

デジタルテキスト 094

損害の程度		認定の基準（各々いずれかに該当する場合）
建物	全 損	○主要構造部の損害額が、建物の時価の50%以上 ○焼失、流失した床面積が、建物の延床面積の70%以上
	大半損	○主要構造部の損害額が、建物の時価の40%以上50%未満 ○焼失、流失した床面積が、建物の延床面積の50%以上70%未満
	小半損	○主要構造部の損害額が、建物の時価の20%以上40%未満 ○焼失、流失した床面積が、建物の延床面積の20%以上50%未満
	一部損	○主要構造部の損害額が、建物の時価の3%以上20%未満 ○建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を受け損害が生じた場合で、当該建物が全損・大半損・小半損・一部損に至らないとき
家財	全 損	○損害額が、家財の時価の80%以上
	大半損	○損害額が、家財の時価の60%以上80%未満
	小半損	○損害額が、家財の時価の30%以上60%未満
	一部損	○損害額が、家財の時価の10%以上30%未満

▲注1 ▲注2

▲注1 地震保険でいう「主要構造部」とは、建築基準法施行令第1条第3号に掲げる「構造耐力上主要な部分」のことをいい、損害調査においては、建物の機能を確保する部位で、損害が外観上発生することが多い箇所を着目点としています。

木造	非木造
在来軸組工法 ……軸組（柱）、基礎、 屋根、外壁 枠組壁工法 ……内壁、基礎、屋根、 外壁	鉄筋コンクリート造 ラーメン構造 ……柱（柱はり接合部を 含みます）、はり 壁式構造 ……外部耐力壁、外部壁 ばり 壁式プレキャスト構造 ……外部耐力壁、外部壁 ばり、プレキャスト 水平接合部、プレキ ャスト鉛直接合部 中高層壁式ラーメン構造 …長辺方向は、柱（柱 はり接合部を含みま す）、はり、短辺方 向は外部耐力壁、外 部壁ばり 鉄骨造…開口部、外壁

▲注2 建物の主要構造部の損害の額には、原状回復のための地盤などの復旧に直接必要とされる最小限の費用を含みます。

b. 損害程度の認定方法

(a) 建物の主要構造部の損害額に基づく損害程度の認定方法

建物に対する損害の程度については、実際の損害額ではなく、建物の主要構造部の部位に着目して被害程度を調査し、次の認定基準によって、「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定を行います。また、非木造建物では、建物全体の沈下・傾斜の程度を考慮して損害割合を算出します。

ア. 建物部位の被害程度に着目した損害の認定基準

木造建物	・ 在来軸組工法の場合は「軸組（小屋組、内壁を含みます）、基礎、屋根、外壁」、桝組壁工法の場合は「外壁、内壁（床組を含みます）、基礎、屋根」に着目して被害程度を調査し、工法ごとの損害認定基準表から損害割合を求め、それらを合算して、「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定を行います。
非木造建物	・ 建物全体の沈下または傾斜の程度を調査し、沈下・傾斜による損害認定基準表から沈下・傾斜の損害割合を求めます。この損害割合が50%以上の場合は、その建物を「全損」と認定します。 ・ 沈下・傾斜がない場合や沈下・傾斜の損害割合が50%に達しない場合には、構造ごとに定めた着目点の被害程度を調査し、部分的被害による損害認定基準表から部分的被害の損害割合を求めます。沈下・傾斜による損害割合と部分的被害の損害割合を合算し、「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定を行います。
区分所有建物の専有部分	・ 区分所有建物の専有部分を個別に損害認定する場合、専有部分に建物全体の被害（傾斜）が生じていれば、傾斜による損害認定基準表から損害割合を求めます。そのうえで、専有部分を構成している「内壁、床、天井」に着目して被害程度を調査し、損害認定基準表から損害割合を求め、それぞれの損害割合を合算し、「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定を行います。

なお、門、塀、垣、エレベーター、給排水設備のみの損害など、主要構造部に該当しない部分のみの損害に対しては、保険金は支払われません。**▲注**

▲注 地震保険を付帯（セット）する火災保険の保険の対象である建物に、門、塀、垣、エレベーター、給排水設備などの付属物を含める場合、建物の保険金額にはこれらの付属物の金額も含まれていますが、損害調査の際には、大震災発生時でも保険金を迅速・的確・公平に支払うため、建物の主要構造部に着目して建物全体の損害を認定しています。

イ. 津波による損害の認定基準

木造建物、共同住宅を除く鉄骨造建物の場合、津波による「浸水の高さ」に着目して被害程度を調査し、津波による損害の認定基準をもとに「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定を行います。

ウ. 地震等を原因とする地盤液状化による損害の認定基準

木造建物、共同住宅を除く鉄骨造建物の場合、地盤液状化による建物の「傾斜」または「最大沈下量」に着目して被害程度を調査し、地盤液状化による損害の認定基準をもとに「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定を行います。

デジタルテキスト 097

(b) 家財の損害程度の認定方法

個々の家財の損傷状況によらず、家財を大きく5つ（①食器類、②電気器具類、③家具類、④身回品その他、⑤寝具・衣類）に分類し、その中で一般的に所有されていると考えられる品目の損傷状況から、家財全体の損害割合を算出し、「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定を行います。

(c) 区分所有建物の損害割合の取扱い

区分所有建物およびその専有部分に収容される家財に対する損害については、次のとおり取り扱います。

建物の場合	1棟建物全体で損害認定し、専有部分の損害が1棟建物全体より大きい場合には、個別に認定を行います。
家財の場合	家財全体についてこれを収容する各専有部分ごとに認定を行います。

デジタルテキスト 098

(3) 保険金支払後の契約

① 契約終了

建物または家財が「全損」となり保険金が支払われた場合は、その保険金支払いの原因となった損害が生じた時に契約は終了します。したがって、損害の程度が「全損」と認定された場合には、地震保険はその損害が生じた時に遡って終了するため、契約終了後に発生した地震等による損害に対しては、保険金は支払われません。

なお、契約が終了した場合、保険料は返還されません。

② 自動復元

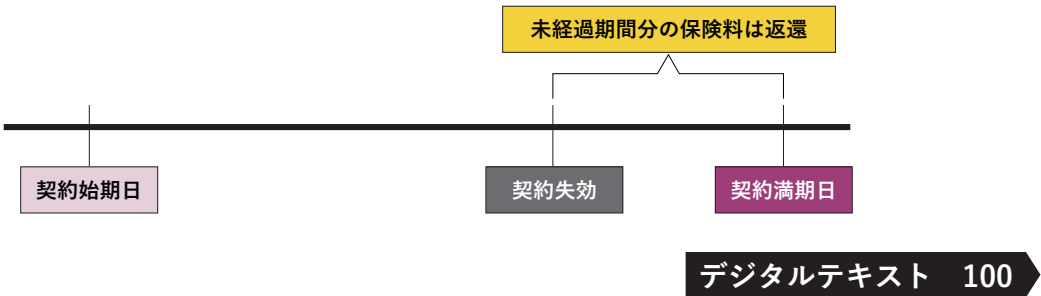
建物または家財が「大半損」「小半損」「一部損」となり保険金が支払われた場合には、契約は終了せず、保険金額は減額されません。これを保険金額の自動復元といい、追加保険料の支払いも不要です。

 長期契約の場合には、当年度の保険料は返還されませんが、翌年度以降の期間に相当する保険料は返還されます。

デジタルテキスト 099

(4) 契約失効

地震等を原因としない火災事故など、地震保険の保険事故によらず保険の対象の全部が滅失した、または保険の対象が譲渡された場合には、その事実が発生した時に保険契約は失効し、地震保険の未経過期間分の保険料は返還されます。



1 6 -3 地震保険の引受け

第3節の
学習時間およそ
16分

(1) 地震保険の対象になるもの

地震保険は、被災者の生活の安定に寄与することを目的とする制度であることから、地震保険の対象となるのは、「居住用の建物」および「生活用動産（家財）」に限られます。



居住用の建物

① 居住用の建物



生活用動産（家財）

② 生活用動産（家財）

デジタルテキスト 101

① 居住用の建物

居住用の建物（居住の用に供する建物）とは、建物の全部または一部で現実在世帯が生活を営んでいる建物であり、専用住宅や併用住宅などが該当します。したがって、店舗や事務所のみに使用されている建物は、地震保険の対象となりません。 **▲注1 ▲注2 ▲注3 ▲注4**

【地震保険の対象物件（具体事例）】

物 件	対象となるもの	対象とならないもの
建築中の建物	完成後に居住する者が確定した時点（居住する者が当該建物について売買契約または請負契約を締結した時点）以降のもの	左記以外
別荘	常時居住の用に供し得る状態のもの	営業用の貸別荘
空家	常時居住の用に供し得る状態のもの	建売業者等が所有している売却用の空家
居住の用に供する建物と同一の所有に係る建物の門・塀等または付属設備	建物に含めて契約する場合	左記以外
区分所有建物	右記以外	居住の用に供されない専有部分およびその共用部分の共有持分

▲注1 次の建物も地震保険の対象となります。

- a. 建築中の居住用の建物（完成後に居住する者が確定した時点〈居住する者が売買契約または請負契約を締結した時点をいいます〉以降に限ります）
- b. 常時、居住の用に供し得る状態にある別荘（営業用の貸別荘を除きます）または空家（建売業者等が所有する売却用の空家は除きます）

▲注2 「門、塀、垣」または「物置、車庫その他の付属建物」は、保険の対象となる建物に含まれます。ただし、門、塀、垣は、そのみを単独で保険の対象とすることはできません（門、塀、垣については、火災保険の対象として建物に含まれる場合にのみ地震保険の対象となります）。

▲注3 併用住宅建物である場合、居住用部分とそれ以外の部分について、主契約である火災保険の規定に従い、それぞれ別個の建物として保険金額を定めたときは、居住用部分のみが地震保険の対象となります。

▲注4 居住用の建物と同一の所有に係る「建物の畳、建具、その他これらに類するもの」「設備のうち建物に付加したもの」または「浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの」は、建物に含めて契約する場合に限り、地震保険の対象となります。



居住用の建物

② 生活用動産（家財）

生活用動産とは、生活の用に供する家具、衣類その他の生活に必要な動産のことをいい、居住用の建物に収容される家財をいいます。したがって、店舗や事務所に収容されている営業用什器・備品や商品などの動産は、地震保険の対象となりません。 **注1** **注2**

注1 次のものは生活用動産に含まれません。

- a. 通貨、有価証券、預金証書または貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
- b. 自動車（道路運送車両法〈昭和26年法律第185号〉第2条第2項に定める自動車をいい、原動機付自転車を含まません）
- c. 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- d. 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- e. 商品、営業用什器・備品その他これらに類する物

注2 建物の所有者でない者が所有する「畳、建具その他これらに類するもの」「電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、暖房・冷房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの」および「浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの」は、生活用動産に含まれます。



生活用動産（家財）

デジタルテキスト 103

（2）地震保険の引受方法

地震保険は、単独で引き受けることはできません。必ず保険の対象を同じくする火災保険（主契約）に付帯（セット）して引き受けます。火災保険の契約時に地震保険を付帯（セット）しなかった場合でも、火災保険の保険期間の途中から付帯（セット）することができます。

また、建物と家財のうち、いずれかのみを契約することができますが、保険の対象が建物だけの場合、建物に収容されている家財の損害に対しては、保険金が支払われません。

① 火災保険に原則自動付帯（セット）

② 「地震保険ご確認欄」等による意思確認

デジタルテキスト 104

① 火災保険に原則自動付帯（セット）

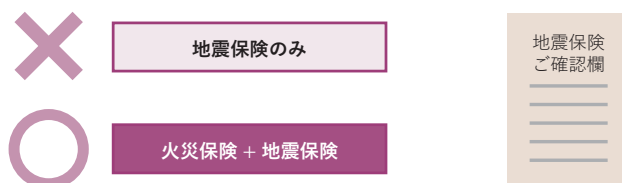
地震保険は、火災保険に原則自動付帯（セット）されるため、火災保険契約を締結する際に、保険契約者から「地震保険を付帯（セット）しない」旨の申し出がない限り、地震保険を付帯（セット）して引き受けることになります。**注1**

② 「地震保険ご確認欄」等による意思確認

保険契約者の意思を適切に確認するため、火災保険契約の締結時に、地震保険を付帯(セット)しない旨の申し出があった場合には、その意思確認の証（あかし）として保険契約申込書の所定欄（「地震保険ご確認欄」など）に保険契約者の署名または押印を取り付ける必要があります。**注2**

注1 火災保険（主契約）が保険期間の途中で終了した場合は、地震保険も同時に終了します。

注2 火災保険の申込画面（WEBサイト）等において、保険契約者自身で地震保険非付帯の旨を申告（チェックボックスをクリック等）してもらう電磁的方法などによる意思確認方法もあります。

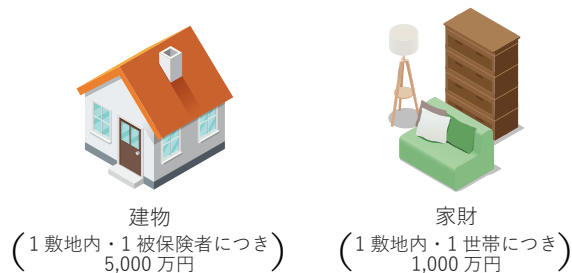
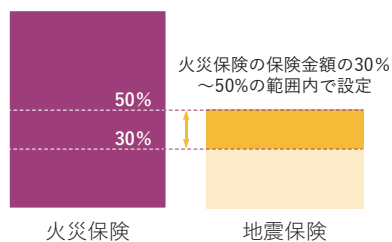


デジタルテキスト 105

(3) 保険金額の設定

地震災害には、広範囲にわたり巨大な損害が生じ、保険金が巨額になる可能性があるという特殊性があります。このため、地震保険では、保険会社の担保力および政府の財政力の範囲内で、より多くの被災者の生活の安定に寄与できるよう、保険金額に一定の制限を設けています。

このため、地震保険の保険金額は、主契約である火災保険の保険金額とは別に定めます。



① 契約できる保険金額の割合 (付保割合)

② 限度額

デジタルテキスト 106

① 契約できる保険金額の割合（付保割合）

建物、家財ごとに主契約の火災保険の保険金額の30%～50%の範囲内で定めます。

例 火災保険を建物に2,000万円、家財に1,000万円で契約している場合

	火災保険の 保険金額	地震保険の保険金額
建 物	2,000万円	× 30%～50% = 600万円 ～ 1,000万円の範囲で設定
家 財	1,000万円	× 30%～50% = 300万円 ～ 500万円の範囲で設定

また、建物を対象とする地震保険だけでは、生活再建の費用として足りないケースも想定されるため、家財を対象とする地震保険にも加入して地震災害に備える必要があります。

【火災保険の対象となる家財に明記物件が含まれている場合】

火災保険の対象となる家財に明記物件が含まれている場合には、地震保険の家財の保険金額は、その明記物件の金額を除いて定めます。

② 限度額

建物は1敷地内・1被保険者につき5,000万円、家財は1敷地内・1世帯につき1,000万円が限度となります。同一の被保険者が所有する建物が同一敷地内に複数所在していても、建物ごとの居住世帯が別であれば、建物ごとに限度額を適用することができます。 **▲注1** **▲注2** **▲注3**

【重複保険の場合の保険金支払い】

複数の地震保険契約の保険金額が限度額を超える場合には、各保険契約の保険金額の割合により合計保険金額が限度内となるように修正し、支払保険金を算出します。

▲注1 分譲マンションなどの区分所有建物の場合、専有部分の保険金額の限度額は区分所有者（被保険者）ごとに適用されます（P.109（4）参照）。

▲注2 既に建物・家財にそれぞれ他の地震保険が付保されていて追加契約をする場合は、限度額から他の地震保険金額の合計額を差し引いた残額が追加契約の限度額となります。

▲注3 共同住宅や長屋造建物については、居住世帯を異にする戸室数に上限額を乗じた額を、その建物の限度額とすることができます（家財については適用されません）。

主契約の保険金額の
30%～50%に相当する額

かつ

建物の限度額

「5,000万円×世帯数」
とすることができます。

【例】 8世帯が入居する賃貸住宅建物を保険の対象とし、火災保険の保険金額を3億円とした場合の地震保険の保険金額の設定範囲

- a. 8世帯合計の限度額を計算します。
5,000万円×8世帯→4億円が計算上の限度額
- b. 火災保険の保険金額をもとに地震保険金額の下限と上限を計算します。
下限：3億円×30%＝9,000万円＜4億円
上限：3億円×50%＝1億5,000万円＜4億円
したがって、地震保険金額は9,000万円～1億5,000万円の範囲で設定することができます。

デジタルテキスト 108

（4）区分所有建物の地震保険の引受方法

分譲マンションなどの区分所有建物は、区分所有者（入居者）の単独所有となる専有部分と、区分所有者全員の共有となる共用部分から構成されています。

専有部分については、区分所有者が個々に火災保険および地震保険を契約することになります。共用部分については、次のとおり、主契約である火災保険の契約方式により異なります。 **▲注**

① 共用部分を一括契約する方式（マンション管理組合が一括して契約する場合）

② 共用部分を個別契約する方式（各区分所有者〈入居者〉が個別に契約する場合）

▲注 区分所有建物の共用部分は、マンション管理組合が一括して契約するのが一般的です。

デジタルテキスト 109

① 共用部分を一括契約する方式（マンション管理組合が一括して契約する場合）

地震保険の保険金額は、区分所有者（入居者）ごとに下記の計算式で算出された金額の範囲内で設定します。

▲注

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{各区分所有者の} \\ \text{地震保険の} \\ \text{保険金額} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{共用部分の} \\ \text{火災保険の} \\ \text{保険金額} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{各区分所有者の} \\ \text{共有持分割合} \end{array}} \times \boxed{30\% \sim 50\%}$$

ただし、各区分所有者の専有部分の保険金額と合わせて建物5,000万円が限度額となります。

既に専有部分に地震保険契約が締結されている場合などは、保険金額の設定にあたり限度額を超過していないかを注意する必要があります。

▲注

マンション管理組合が一括して契約する場合も、各区分所有者の地震保険の保険金額は、個別に設定します。

デジタルテキスト 110

② 共用部分を個別契約する方式（各区分所有者〈入居者〉が個別に契約する場合）

原則として、火災保険の保険金額を専有部分と共用部分のうちの共有持分に分けて設定し、地震保険の保険金額は、それぞれの火災保険の保険金額の30%～50%の範囲内で設定し、合わせて建物5,000万円が限度額となります。



参考

マンションに対する地震保険

マンションに対する地震保険には、「共用部分を対象とする地震保険」と「専有部分を対象とする地震保険」があります。「共用部分を対象とする地震保険」は、マンション管理組合で加入するのが一般的ですが、専有部分のみならず、共用部分も地震保険で備えているかを、保険契約者等に確認する必要があります。

デジタルテキスト 111

(5) 地震防災対策強化地域内の保険の対象の取扱い

① 新規契約の申込み・既契約の保険金額の増額の制限

地震保険は、大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令された場合は、一定の引受けが制限されます。

具体的には、東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する建物・家財については、警戒宣言が発令された後、その警戒宣言が解除されるまでの間は、地震保険の新規契約の申込みおよび既契約の保険金額の増額はできません。▲注

▲注

警戒宣言発令前に既に契約していた地震保険（同一物件・同一被保険者）については、警戒宣言発令後であっても、保険金額を増額しなければ、契約を更改（継続）することができます。

デジタルテキスト 112

② 地震保険承諾日時の保険契約申込書への記入

東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する保険の対象については、警戒宣言発令前に成立した契約かどうかを確認するため、新規、更改を問わず、保険契約申込書の「地震保険承諾日時」欄に承諾日時  を記入してもらう必要があります。

【東海地震に係る防災対策強化地域（2012〈平成24〉年4月1日指定）】

東海地震を想定して指定された地域で、静岡県全域と東京、神奈川、山梨、長野、岐阜、愛知、三重の各都県の一部が含まれます。



 承諾日時については、「何時何分」までを明記してもらいます。

(1) 地震保険の保険料率

地震保険の保険料率は、保険の対象である建物または保険の対象を収容する建物の構造（構造区分）および所在地（都道府県）により異なります。なお、地震保険では、建物と家財で同一の保険料率が適用されます。

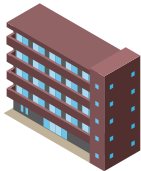
- ① 建物の構造（構造区分）
- ② 建物の所在地（都道府県）
- ③ 保険料の計算方法

デジタルテキスト 114

① 建物の構造（構造区分）

地震の揺れによる損壊や火災による焼損などの危険を勘案し、主契約の火災保険の構造級別により「イ構造」と「ロ構造」の2つに区分されています。

イ構造	火災保険の構造級別が「M構造」「T構造」（住宅物件） または「1級」「2級」（一般物件）の場合
ロ構造	火災保険の構造級別が「H構造」（住宅物件） または「3級」（一般物件）の場合



イ構造



ロ構造

デジタルテキスト 115

② 建物の所在地（都道府県）

地震発生の危険度などに応じ、都道府県別に細分化されています。

【基本料率（保険期間1年・保険金額1,000円につき）】

※2022（令和4）年10月1日以降に保険期間が開始する地震保険契約より適用

都道府県	構造区分	イ構造	ロ構造 ▲注1
北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、 栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、 福井県、長野県、岐阜県、滋賀県、京都府、 兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、鹿児島県		0.73	1.12
宮城県、福島県、山梨県、愛知県、三重県、 大阪府、和歌山県、香川県、愛媛県、宮崎県、 沖縄県		1.16	1.95
茨城県、徳島県、高知県		2.30	4.11
埼玉県		2.65	4.11
千葉県、東京都、神奈川県、静岡県		2.75	4.11

▲注2

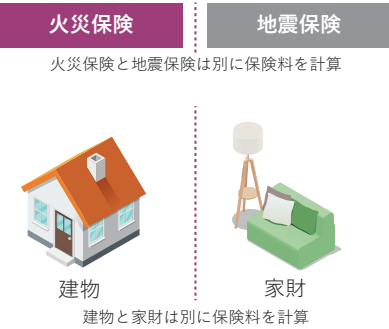
▲注1 2010（平成22）年1月の改定時に、それまでイ構造であったものの一部がロ構造になったため、所定の条件により、当該物件に対してロ構造の経過措置の基本料率を適用し、保険料負担が軽減されることがあります。

▲注2 東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）の発生を契機として料率の大幅な引上げが必要となり、激変緩和のため、2017（平成29）年から2021（令和3）年までの間に3段階に分けて料率改定が行われました。これにより生じた本来必要な保険料に対する不足分は、3段階改定後の改定で保険料に上乗せすることで解消する方針とされ、2022（令和4）年10月1日改定後の基本料率には、この不足分が上乗せされています。不足分の上乗せを行う期間は10年程度が見込まれています。



③ 保険料の計算方法

地震保険の保険料は主契約である火災保険とは別に計算します。また、建物と家財はそれぞれ別に保険料を計算します。



(2) 地震保険の割引制度

地震保険には、建物の免震・耐震性能に応じた割引制度があります。

保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物が、次のいずれかに該当する場合は所定の割引が適用されます。また、割引は重複して適用することはできず、いずれか1つを適用します。

割引の適用にあたっては、保険契約者から次のいずれかの確認資料を提出してもらう必要があります。

割引の種類	適用条件	主な確認資料
免震建築物割引：50%	「住宅の品質確保の促進等に関する法律」（以下「品確法」といいます）に基づく「免震建築物」である場合	- 品確法に基づく登録住宅性能評価機関により作成された書類のうち、対象建物が免震建築物であること（耐震等級割引の場合は耐震等級）を証明した書類（写）（「住宅性能評価書」等） - 独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す適合証明書（写）（フラット35Sの「適合証明書」等） ①「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類（写）および②「設計内容説明書」など“免震建築物であること”または“耐震等級”が確認できる書類（写）
耐震等級割引 耐震等級1：10% 耐震等級2：30% 耐震等級3：50%	品確法に基づく「耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）」を有している場合 注1	
耐震診断割引：10%	地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法（1981〈昭和56〉年6月1日施行）における耐震基準を満たす場合	- 耐震診断の結果により国土交通省の定める基準（平成18年国土交通省告示第185号）に適合することを地方公共団体、建築士などが証明した書類（写） 注2 - 耐震診断・耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書（写）（「耐震基準適合証明書」「住宅耐震改修証明書」地方税法施行規則附則に基づく証明書等）
建築年割引：10%	1981（昭和56）年6月1日以降に新築された建物である場合	- 建物登記簿謄本、建物登記済権利証、建築確認書、検査済証などの公的機関等が発行する書類（写） - 宅地建物取引業者が交付する重要事項説明書（写）、不動産売買契約書（写）または賃貸住宅契約書（写） - 登記の申請にあたり申請者が登記所に提出する工事完了引渡証明書（写）等 ※ただし、いずれの資料も記載された建築年月等により昭和56年6月1日以降に新築されたことが確認できるものが対象です。

注3 **注4**

注1 前記のほか、国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）の評価指針」に基づく「耐震等級」を有している場合

注2 平成25年国土交通省告示第1061号を含みます。

注3 保険期間の途中で確認資料の提出があった場合、その資料を提出した日以降の保険期間について割引が適用されます。

注4 既にいずれかの割引が適用されている場合には、地震保険割引の種類（更に耐震等級割引の場合は耐震等級、建築年割引の場合は新築年月）が確認できる「保険証券」（写）、「保険契約証」（写）、「保険契約継続証」（写）または「異動承認請求書（契約内容変更依頼書）」（写）を確認資料とすることができません。



参考

地震保険料の算出

地震保険の保険料は、損保料率機構が算定した保険料率をもとに算出されています。具体的には、政府の地震調査研究推進本部による「確率論的地震動予測地図」（P.011参照）を活用し保険料率を算定しています。

(3) 保険期間

地震保険は、主契約である火災保険に付帯（セット）して引き受けます。なお、火災保険の保険期間が1年を超える長期契約の場合は、地震保険を1年間ずつ自動的に継続する方式や最高5年までの長期契約を組み合わせる火災保険の保険期間と合わせて契約することになります。**注1** **注2**

例

地震保険を火災保険（主契約）と同時に引き受ける場合の契約方法

火災保険（主契約）		地震保険の契約方法
1年契約		保険期間1年
長期契約	年払	保険期間1年の自動継続
	一括払	保険期間1年の自動継続 保険期間を主契約と同一とする長期契約 (2年・3年・4年・5年)

注3

注1 火災保険の保険期間の途中で地震保険を付帯（セット）することは可能です。

注2 長期一括払契約の場合、次の長期係数が適用され、年払の整数倍と比べて保険料が軽減されます（2022〈令和4〉年10月1日以降に保険期間が開始する地震保険契約より適用）。

保険期間	係数
2年	1.90
3年	2.85
4年	3.75
5年	4.70

注3 保険会社によっては、地震保険を継続しない旨の申し出がない限り、保険契約を自動的に継続する契約方式があります（自動継続といいます）。この場合、主契約である火災保険の保険期間を超えない範囲で自動継続することができます。



参考

準用規定

地震保険契約規定に定めのない事項については、主契約である火災保険契約規定に準じることになります。